

3. 絶対に技術論には陥らない。

本質的な“人間関係＝その人のことを好きか、嫌いか”を大切にする

◆ ある学生の言葉：

「伊豆丸さんは500人の対象者と向き合ってきた経験とスキルがある。でも、私には経験もスキルもない・・・。」

「どうすれば“感情記憶”を意識した面接や声かけが出来るか分からない」

◆ 南雲明彦さんの言葉（ディスレクシア（読字障害）当事者）

★涙（エピソード）：「それをしてくれる人のことが好きか嫌いかなよね。好きな人だったらなんだっていいよ」

「障害者のリアル×東大生のリアル」（ぶどう社） P.54

「障害者のリアルに迫る」東大ゼミ 著 野澤和弘 編者



4. “回数重ね”で勝負する ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

- ◆ 1回1回の支援の効果は見えなくても。回数を重ねることで意味が出てくる性質の支援なのだと位置づける。
- ◆ いい時もそうでない時も。好かれていても嫌われていても。大切なのは回数を重ねるという**覚悟!**



5. “振り回される”ということ ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

- ◆ 振り回されることは、一時的にしょうがないという認識に立つ。
- ◆ 振り回されない支援者になるなんて、届かない非現実的な目標。そうであれば振り回されることに強い支援者になることが現実的。
- ◆ ナースコールで呼ばれて行くよりも、呼ばれてなくても行くことの方が能動的。逆に来所やSOSを待っていると、振り回されやすい。
- ◆ 電話やメールは誤解のもとだ、と言う認識も重要。
実際に会えてなければ、入ってくる情報は誤った先入観に導く可能性大。



更生とは何か...

更生に何が必要なのか...





罪 名 : 住居侵入

受刑回数: 5回

再犯期間: 4ヶ月

(前犯出所時、他県定着関与)

C氏 (40代 / 男性 / 知的障がい)

『犯罪行為』だけに囚われすぎない視点・支援の必要性



罪を犯す前から排除

排除

- 愛着関係や家庭環境の欠落/脆弱性
- 社会的繋がりへの剥奪や乏しさ
- いじめ・虐待・搾取・偽装・多重債務 etc
- そして、時に福祉は残酷・・・



『更生』とは何か・・・

- マルナの言葉：「犯罪からの離脱について」

『スポーツの試合で。上手くいかなくなって、
敗色濃厚ってことがある。

そんな時、負けている分を何とか追いつい
たって感じさ。』

- マルナの言葉から分かったこと

犯罪からの離脱とは

「更生 (rehabilitation)」ではなく

『やり直し (Making Good)』

犯罪からの離脱と
人生のやり直し

元犯罪者のナラティブから学ぶ

シャッド・マルナ ● 著
津富 宏 / 河野 荘子 ● 監訳

Making Good

HOW EX-CONVICTS REFORM AND
REBUILD THEIR LIVES

明石書店

終わりに.....

出所後のストーリー





罪 名：詐欺罪
受刑回数：4入
過去、最短の再犯期間：1日
刑 期：懲役1年6月

D氏 (40代 / 男性 / 知的・精神・身体障がい)



罪 名 : 常習累犯窃盗
受刑回数 : 15 入
再犯期間 : 1 カ月
刑 期 : 1 年 8 月

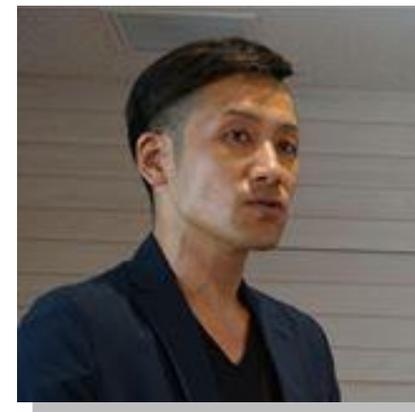
E氏 (70代 / 男性 / 知的障がい)

社会福祉法人 南高愛隣会

長崎県地域生活定着支援センター

所長 伊豆丸 剛史 (社会福祉士)

全国地域生活定着支援センター協議会 (全定協) 事務局長



住所：長崎県諫早市福田町357-1 (ブルースカイ2階)

TEL：0957-23-1332

Mail (直通)：t-izumaru@airinkai.or.jp

Facebook：伊豆丸剛史

■ 基礎情報 (主な参考資料)

1. 事業の成り立ち～現在までの取り組み・変遷を知る (1)

- ◆ 平成18～27年迄に南高愛隣会が実施した「調査研究・ガイドブック (厚生労働科学研究・社会福祉推進事業) 等の資料が「南高愛隣会HP」にすべて網羅。
- ◆ 検索方法：南高愛隣会HP → 右上「情報公開」→ 「調査研究一覧」

2. 事業化～現在までの取り組み・変遷を知る (2)

- ◆ 「全定協HP」に全定協で実施した「調査研究・提言」や「最新情報 (国内外)」が網羅。
- ◆ 検索方法：「全定協HP」→ 「調査・報告・提言」クリック!
：「全定協HP」→ 「Qblog (画面右側)」クリック!

中国四国ブロック研修会アンケート結果

問1 来られた方の所属を教えてください。

a. 定着支援センター	11名
b. 矯正施設	11名
c. 司法関係	3名
d. 更生保護関係	6名
e. 行政関係	16名
f. 障がい者関係	21名
g. 高齢者関係	9名
h. 子ども・教育関係	4名
i. その他	17名
	3名 (一般)
	9名 (不明)
	2名 (ダルク)
	1名 (一時生活支援関係)
	1名 (社会福祉協議会)
	1名 (開催法人)
※無記入	3名

問2 中国四国ブロック専門研修会に参加されたきっかけは何ですか。(複数可)

a. 研修会のテーマに興味があったから	34名
b. 講師の方に興味があったから	36名
c. チラシで興味を持ったから	19名
d. 上司・同僚・知人からの勧め	16名
e. 職務上、必要性を感じたから	39名
f. その他	6名
・開催案内の通知があったから	1名
・ダルクから	1名
・定着センターから案内があったから	1名
・水谷先生の話聞いたかったから	2名
・特別講演に興味があったから	1名

問3 中国四国ブロック専門研修会の開催日程・時間の長さについてはいかがでしたか。

A 開催日程

a. 平日で良かった	68名
b. 休日のほうが良かった	2名
c. どちらでも良い	24名
※無記入	7名

B 時間

a. 長い	9名
b. ちょうどよい	76名
c. 短い	0名
※無記入	16名

中国四国ブロック研修会アンケート結果

問4 講演についての印象・感想をお聞かせください。

A 基調講演（伊豆丸氏）

a. 大変有意義だった	52名
b. 有意義だった	23名
c. 普通だった	4名
d. もの足りない	0名
※無記入	22名

- ・事例、エピソードを元にした内容で、説得力があった。いかに関係機関を繋ぎ、組織化してきたのか良くわかった。“失ったものに目を向ける”“良い感情記憶”“自ら会いに行く、回数を重ねる”など、印象に残った。
- ・事例があってわかりやすい。
- ・モデルケースとして全国初のセンターをゼロから始めた中での気付きや、仕事の進め方や「仕組み」を構築していった経験を教えてもらえた。
- ・自立支援協議会を活用する取り組みは参考になりました。
- ・何度かお聴きしているが、いつもシステムが向上、しっかりしてきて驚いている。そして1人1人を大切にしている。
- ・事例や取り組みが具体的かつ先進的で大変勉強になった。
- ・初めて定着支援センターのことを知った。
- ・知らない取り組みを知ることができ、参考になった。
- ・地域生活定着支援センターの概要や仕事が外部の人間にも知ることができた。
- ・現場での苦労など、伝わるものがあり良かった。
- ・いろいろなヒントをもらった。実践せねばと思います。
- ・熱意が伝わってくる内容でした。お体ご自愛なさって、燃え尽きに気を付けながらご活躍下さい。
- ・実体験に基づいた内容で興味深い講演であった。入口支援の重要性、面接時の関わり方が今後の参考になった。
- ・言いたいことがたくさんあったのだと思う。話が流れていった。
- ・手を尽くして職務遂行に当たっておられるのがよくわかった。
- ・定着支援センターの役割や今後の課題についてわかりやすかった。
- ・中々きくことが出来ない話を聞くことができた。今後の県での活動にも役立つと思う。
- ・昨年度、1年間、刑事施設の作業統括というポジションで働いて、刑務作業はこれではいいかと思い悩んでいましたが、矯正側の人間としてふがいなさを感じています。私たちの手の届かないところで助けていただいております、心から感謝しています。最近、自分の無力さを痛感しているところですが、自分なりに出来ることを今後もやっていきます。10年でいろいろ進められたことに感銘を受けました。さらに向こう10年でもっともっと変化すると信じています。
- ・当事者の方とのコミュニケーションの仕方について、どうすれば良いのかわからないところがあったので参考になった。
- ・感情印象勉強になりました。
- ・長崎で行われている官民協働の取り組みを聞き、とても参考に興味深く聞かせていただいた。日々の仕事にも参考になる内容だった。
 - ・支援する上で大切なことに改めて気付かされた。

中国四国ブロック研修会アンケート結果

- ・ 支援の熱意が伝わってきた。関係性構築においては、対象の方が誰であろうと通じるものを共感できた。支援で悩んでいる職員に伝えたい。
- ・ 事例を通してのお話はとても説得力があり、学ぶことが多かったです。
- ・ 何が目的で何が問題で、今度どうしなければならないのか道筋が見えた。
- ・ 何か出来る事があればと思います。
- ・ 犯罪者だけでなく、あらゆる相談支援、対人支援に関わる人に通じる話だった。資格や技術で仕事をしているの？と思うような専門職に、最近、よく出会います。そういう人に聞いてほしい内容でした。福祉部門は人員削減、人材確保困難などで、どこも疲れ果てています。国、県、市町村は改めて適正な人員配置、人材確保を本気で考えてほしい。
- ・ 定着支援センターは知っていたが、より具体的なことを聞き、自分の業務の事例に見直すこともあった。誰でもできる体制づくりを連携体制の体制さを1つ1つしていくことの大切さに再び気付きました。
- ・ 体験に基づくお話をいただき、非常に有意義でした。自分の立ち回り方にも変化がありそうです。
- ・ 貴重すぎる話、大変感銘を受けました。
- ・ 意識の高い方の話を聞くのは、仕事への原動力となる。

B 特別講演（水谷氏）

a. 大変有意義だった	79名
b. 有意義だった	16名
c. 普通だった	1名
d. もの足りない	0名
※無記入	5名

- ・ 心の支えになる言葉があったから。
- ・ 今の日本の本当の姿が実に脆い状態に気付いた。私は孫が生まれたばかりですが、この子のためにもできることをします。孫と外で遊ぶ、スマホを見せない。
- ・ 勉強になった。
- ・ 18年ぶりに話を聞いたが、変わらずパワフルで説得力のある語りで勉強になりました。
- ・ ずっと聞きたいと思っていた。水谷先生のお話を聞くことができ感謝です。
- ・ 話し方がよい。
- ・ 水谷先生の29年の活動が大変よくわかった。薬物に対してもよくわかった。
- ・ わかりやすく、日常にまぎれている、見ようとしていな現実を改めて、教えてくれ、気付かせてくれました。ありがとうございます。
- ・ 現場に向き合い、走ってきた水谷司の言葉ひとつひとつに圧倒的な説得力を感じました。
- ・ ずっと拝聴したかったので良かった。ユマニチュードの話が出て嬉しかった。我が家は要介護5の父を中心に4家族14人で幸せです。この父はDV(虐待)の人でしたが、孫が生まれてから変わりました。私の夫も、妹の夫もアルコール依存症でしたが、今は時(治療)が解決しました。今は幸せです。
- ・ さすがです。

中国四国ブロック研修会アンケート結果

- ・薬物犯罪の実態を教えてもらった。いのちの大切さを教えていただいた。午前8時、午後3時の子どもの見守りをしてみたい。
- ・とても興味深い内容だった。おもしろかった。
- ・子どものために大人が変わる、地域が変わっていくことで、様々な問題が解決する手助けになると感じた。本当に良いお話でした。聞けて良かったです。
- ・とても良かった。涙が出ました。しかし。障がい者に関わるものですので、「健全な心にこそ健全な心が育つ」には、？です。
- ・はきはき喋っていただいたので、わかりやすかったです。
- ・普段聞けないお話が多く、貴重な機会となりました。これから出会う1人ひとりの方に、地道に向き合っていこと思いました。
- ・今一度、今の生活について見つめなおす機会をいただきました。先生の思いが伝わってきました。
- ・参考になり、取り入れるもの、怖くなったこと、いろいろあった。
- ・やはり著名な方の講演は重く心に残ります。大変よく、感銘いたしました。
- ・実体験に基づく大変迫力のあるお話だった。薬物関係でも色々知ることができた。
- ・聞けて良かった。ありがたかった。自分の出来ることをやっていきたいと強く思った。
- ・実体験に基づく話で、心を動かすものがあった。自分の生活で今何ができるのか、また、国の動向など、もっと勉強する必要性を感じた。
- ・ドラッグ、リストカットなど、子どもが陥る原因、明確に話をしてくださり、よくわかった。
- ・現場での実体験を基でのお話に地域でできること、また、更生保護女性会での取り組みの中でできることを先生の言葉を胸に取り組みでいきたいと強い思いを抱かせていただきました。
- ・あらためて自分の住んでいる町を見つめなおしてみようと思いました。
- ・薬物や依存症について、改めて考えなければならぬと感じた。
- ・子どもの実態について、あまり考えることがなかったが、今回の話で意識を向けることができたから。
- ・冒頭から少年法改正の話から入られたことは私の立場としてはすごくありがたいことです。心から感謝します。ビデオ録画の上、全ての法務教官に見せたいです。ここに出張を認めてくれた施設にも感謝。職場の人間関係で日々悩んでいましたが、そんな場合ではない。と改めて魂をふるわされました。
- ・子どもの犯罪のかけにある環境（親・家族含む）を理解し、その子と対話できる関係のきずける自身になるために、もっと、自分の人間力、心をたがやせていきたい。そうありたいと強く感じた。
- ・非行少年少女やドラッグについて自分の体験を含めた内容に心がうたれました。
- ・とてもすばらしい内容でした。知らないことも多く、自分の活動にとっても学びが多かった。
- ・とても共感や気付きがありました。話す内容（経験）がすごくひきつけられました。
- ・やはり感動いたしました。ありがとうございました。
- ・福祉の原点、教育の原点に戻ることができました。
- ・様々な分野の内容と経験を聞けて、大変感慨を受けた。
- ・新しい気付き・発見が出来なかった。
- ・社会の陰陽、心が傷つきながら、生と死のぎりぎりで暮らしている子ども達、大人が

中国四国ブロック研修会アンケート結果

- 多くいる実態と、そんな人達を一人でも多く救うために懸命に活動されている先生の話を聞かせていただくことができ、改めて自分の生き方を見つめなおすことができました。
- ・命がけの人生のお話に考えさせられることが多くありました。
 - ・子どもたち、若者たちのおかれている環境をもう1度しっかりと目を向けていかなくてはならないと感じた。
 - ・大人社会の責任を感じます。良い話を聞かせて頂きました。ありがとうございました。
 - ・地域の中でも出来ること、家庭の中で出来ることもあり、そこから活動が巡り巡って犯罪防止につながるということを考えると、直接、犯罪や薬物に関係のない仕事からでも役立てることがあると考えることができました。
 - ・青少年問題は地域の再生から、いろんな意味で人としても勉強になった。
 - ・小さなことから、薬についての考え方について振り返ることが出来ました。当たり前に思っていたことの振り返り、考え方も違うことを思いました。
 - ・聞く方もエネルギーを使いましたが、自分にも何かができそうです。
 - ・大人から変わる、目が覚めました。
 - ・実践されている活動が聞けた。
 - ・水谷先生の思いの強さをひしひしと感じられた。地域・大人の責任の重さを感じ、少しでも力になれることがあれば良いと思いました。

問5 その他、どのようなことでも良いので、本日の感想をご記入ください。

- ・大変有意義な研修でした。今後に活かしたいと思います。
- ・現状の認識を改める良い機会でした。
- ・国土交通省の規則への要望は法務省からもお願いした方がよいものを感じた。全定協さんの取り組みは矯正職員として知っておかないといけないと感じた。法務省矯正局、矯正研修所に各種研修で講義のコマを入れてもらえるとうれいと感じた。今日、岡山の定着さんから郵送で募集があり、当院では必要と感じて参加させていただいたが、矯正局、各地矯正管区を通じて連絡し、参加してもらうよう働きかけた方が現場からの参加が増える気がしました。
- ・水谷先生のお話は説得力があり、対象者への見方を考えさせられ、その背景、環境にも思いをはせる必要性、知ろうとする活動が大切だと思いました。ありがとうございました。
- ・今回の研修会の内容を整理して仕事に生かしていきたいです。
- ・水谷先生の活動を心より応援したいです。あたたかい家庭、地域の力が大切ということを改めて感じました。
- ・また、よろしく願います。
- ・定着支援センターではできないこと、各支援者との連携が必要とありましたが、各支援者一機関では支援の限界を感じています。その中で定着支援センターの支援にも助けてもらっており、大変ありがたいです。今後も連携よろしく願います。
- ・水谷先生のお話し良かったです。ありがとうございました。
- ・基調はお話を聞くことができました。
- ・具体的先駆事例と成功事例紹介にて今後、多民族社会化への変化に併せた対応へも準備すべきではないか。
- ・国、県の報告はひとまとめに、もっと短くてもいいです。講演の方に注力してほしい。

中国四国ブロック研修会アンケート結果

良い講師の先生方を呼んでいただきありがとうございました。

- ・全体として専門研修会ですが、仕事、家庭にもつなげられることもあると思いました。
- ・短い時間と感ずることもありましたが、充実していたと思います。
- ・スタッフの皆様ありがとうございました。
- ・心の病、リストラにもっと関心を持っていく。
- ・時間に間に合うように来たのに、駐車場がなく、最初の方は話が聞けなかった。鳥取市内に土地勘もなく、もらった地図もあまりにも簡単すぎてわからない。もう少し配慮があってもいいと感じた。研修前には駐車場の事は有料になるなら知らせてほしかった。
- ・駐車場の案内をこちらが十分に把握できていなかったのが近隣を探し、時間を要してしまった。当局の方から渡された地図も少し市外の者には？
- ・金、金、金、お金の話しかない。
- ・水谷先生がお元気そうで安心しました。
- ・基調講演と特別講演は別の日や別会場にしてほしい。参加層、参加人数が違い過ぎて、研修に集中できない。効果も半減すると思う。
- ・ありがとうございました。
- ・便利さのために子どもを犠牲にしない。
- ・勉強になるお話ばかりでした。ありがとうございました。
- ・体験談が多かったのが、伝わりやすかったです。
- ・ありがとうございました。
- ・みのり多き、研修でした。元気もらいました。ありがとうございました。
- ・とても良い研修会でした。ありがとうございました。
- ・参加する機会を得られ、実に幸運だった。
- ・水谷先生目当ての方にも定着のことを知っていただくよいきっかけとなり、とても良い機会だと思います。ありがとうございます。

令和元年度 厚生労働省 社会福祉推進事業

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
第9回 九州ブロック専門研修会（福岡大会）

日 時：令和2年1月17日（金） 13:00～
1月18日（土） 9:00～（関係機関のみ）

会 場：ホテルクラウンパレス小倉

主 催：一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

（担 当：特定非営利活動法人抱樸 福岡県地域生活定着支援センター）

目次

◆開催要綱	1
◆研修会次第（1日目）	2
◆報告・説明	
①地域生活定着促進事業の現状と課題等について	3
青木 出 氏（厚生労働省 社会・援護局 総務課 課長補佐）	
②福岡県地域生活定着支援センターの概要など	43
古賀 大志 氏（福岡県福祉労働部保護・援護課 企画監）	
◆基調講演	
テーマ『住まいがなければ始まらない』	51
講師：村木 厚子 氏（元厚生労働事務次官）	
◆シンポジウム	
テーマ『住まい・仕事・生活で支える再犯防止の地域づくり』	
シンポジスト：	
野口 義弘 氏（福岡県協力雇用主会 会長）	
小鉢 由美 氏（福岡県弁護士会北九州部会 弁護士）	
高田 和久 氏（北九州マック 施設長）	87
青木 出 氏（厚生労働省 社会・援護局 総務課 課長補佐）	
山田 耕司（特定非営利活動法人抱樸）	89
コーディネーター：	
森松 長生（全国地域生活定着支援センター協議会 副会長）	

一般社団法人
全国地域生活定着支援センター協議会 九州ブロック専門研修会

開催要綱

1 開催趣旨

刑務所や少年院などの矯正施設に入所している人たちの中に福祉的支援を必要とする障がい者や高齢者が数多く存在していることが明らかとなり、地域生活定着支援センター事業が平成 21 年に開始されてから、丸 10 年を経過しています。この 10 年の間に、徐々に地域生活定着支援センターの取組みが認知され、また、司法・福祉・保健医療等の関係機関、支援者のご理解ご協力のもとに、支援体制の構築が図られてきました。

他方、近年の動きとして、「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）の施行や「地方再犯防止推進計画」の閣議決定を受け、平成 30 年度より、全国 30 箇所程度の地方自治体において、法務省「地域再犯防止推進モデル事業」が開始されております。罪を犯した障がい者や高齢者への支援は、さらなる広がりの中、新たなステージに入っています。

こうした経過を踏まえつつ、今年度は、「居住」「就労」「生活」をテーマに、九州ブロック研修会を開催する運びとなりました。

センター及び関係機関を対象とした本研修会が、支援の輪を広げ、事業の円滑な遂行に役立つことを期待し、関係機関・団体・事業所等の皆様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

- | | |
|----------|---|
| 2 主催 | 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 |
| 3 後援（予定） | 福岡矯正管区 九州地方更生保護委員会 九州地方更生保護施設連盟 |
| 4 日時 | 令和2年1月17日（金） 13:00～17:10
令和2年1月18日（土） 9:00～12:00 |
| 5 会場 | ホテルクラウンパレス小倉
（所在地）福岡県北九州市小倉北区馬借1-2-1 |
| 6 駐車場 | ホテルにてお尋ねください。 |
| 7 定員 | 300名（1日目）・80名（2日目） |
| 8 参加対象者 | 全国地域生活定着支援センター協議会会員・刑務所・少年院・少年鑑別所・保護観察所・更生保護施設・自立準備ホーム・弁護士会・地方検察庁
※1日目については啓発研修となりますので参加対象者は限定しておりません。 |
| 9 参加費 | 500円（なお、旅費・情報交換会費・宿泊費などは自己負担でお願いします）
※参加費については当日徴収させていただきます。 |
| 10 プログラム | 別紙参照 |

研修会次第

【1日目】 令和2年1月17日（金） ○専門研修 会場：ホテルクラウンパレス小倉 3階

時 間	プログラム	内 容
12:15～	受 付	
13:00～13:05	開会挨拶	小畑 孝仁（福岡県地域生活定着支援センター センター長）
13:05～13:45	報告・説明	①地域生活定着促進事業の現状と課題等について 青木 出 氏（厚生労働省 社会・援護局 総務課 課長補佐） ②福岡県地域生活定着支援センターの概要など 古賀 大志 氏（福岡県福祉労働部保護・援護課 企画監）
13:45～13:55	休 憩	
13:55～15:05	基調講演	テーマ『住まいがなければ始まらない』 講師：村木 厚子 氏（元厚生労働事務次官）
15:05～15:15	休 憩	
15:15～17:05	シンポジウム	テーマ『住まい・仕事・生活で支える再犯防止の地域づくり』 シンポジスト： 野口 義弘 氏（福岡県協力雇用主会 会長） 小鉢 由美 氏（福岡県弁護士会北九州部会 弁護士） 高田 和久 氏（北九州マック 施設長） 青木 出 氏（厚生労働省 社会・援護局 総務課 課長補佐） 山田 耕司（特定非営利活動法人抱樸） 森松 長生 *コーディネーター
17:05～17:10	閉会挨拶	森松 長生（全国地域生活定着支援センター協議会 副会長）
17:10～17:15	事務連絡	
17:15～18:15	移 動	※チェックインが必要な方はこの時間をご利用ください。
18:15～20:15	情報交換会	会場：ホテルクラウンパレス小倉

◆報告・説明①

地域生活定着促進事業の現状と課題等について

青木 出 氏

(厚生労働省 社会・援護局 総務課 課長補佐)

地域生活定着促進事業の現状と課題等について

令和2年1月17日

厚生労働省

社会・援護局総務課 青木 出

- 1 地域生活定着促進事業とは
- 2 地域生活定着促進事業の沿革
- 3 本事業の概要
- 4 本事業の位置付け等
- 5 本事業の課題
- 6 本事業をとりまく状況

1 地域生活定着促進事業とは

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者等を対象に、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協同しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施する事業

【事業の内容】

- 1 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務
- 2 矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行うフォローアップ業務
- 3 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務
- 4 1~3の業務を円滑かつ効率的に実施するための業務

【目的】

支援対象者の社会復帰及び地域生活への定着

(⇒その結果として再犯防止対策に資する)



2 地域生活定着促進事業の沿革

5-1 事業開始まで ～社会福祉と刑事司法の連携に関する動き(～平成21年まで)～

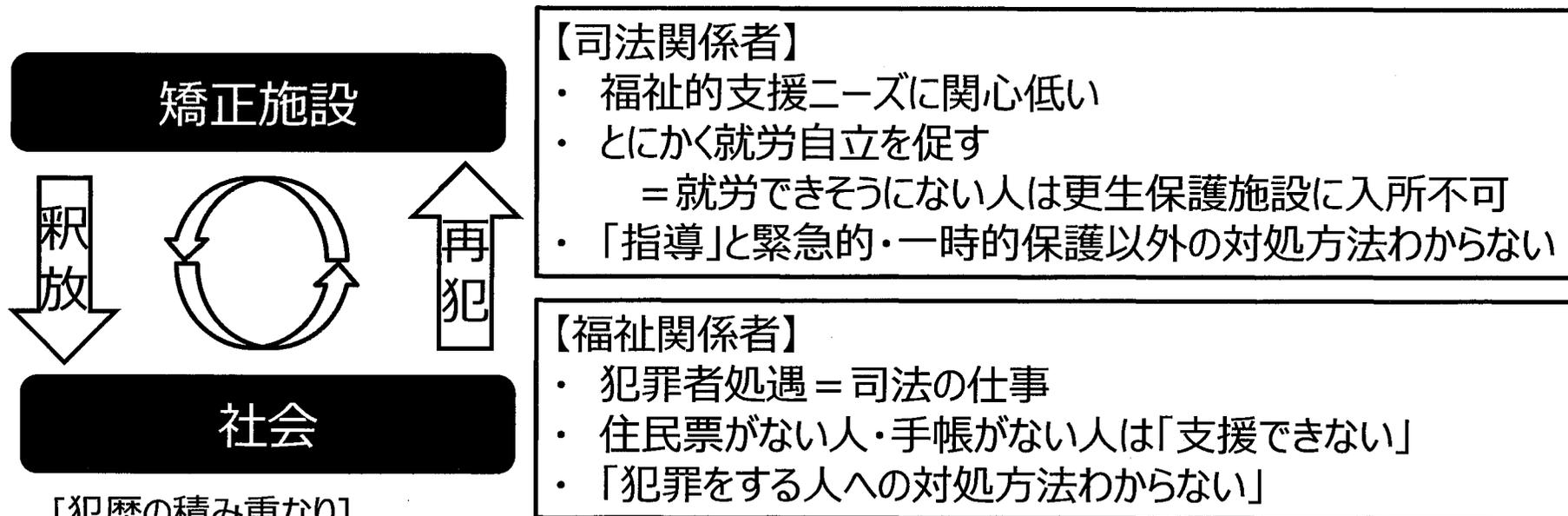
年月	できごと	社会福祉	刑事司法
14年	名古屋刑務所受刑者暴行死傷事件		行刑改革会議(法務省・15年12月報告とりまとめ)
15年7月		心神喪失者等医療観察法成立(17年7月施行)	
15年12月	山本譲司著『獄窓記』出版		
16年～ 17年	保護観察対象者等による重大再犯事件(奈良、愛知、青森等)		更生保護のあり方を考える有識者会議(法務省・18年6月最終報告)
17年5月			監獄法改正 (18年5月、19年6月段階施行)
17年12月		障害者自立支援法成立(18年10月施行) (現:障害者総合支援法)	
18年1月	下関駅放火全焼事件(知的障害のある累犯者による放火事件)		
18年4月		刑務所出所者等就労支援事業(法務省と厚生労働省の連携)	
18年～ 20年		「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(南高愛隣会)	刑務所に社会福祉士配置 (19年から順次)
19年6月			更生保護法成立(専門的処遇プログラム等)(20年6月施行)
20年3月		刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議(20年9月とりまとめ)	
20年12月		「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(犯罪対策閣僚会議決定)	
21年～		地域生活定着支援センター設置開始(都道府県) 地域生活移行個別支援特別加算	指定更生保護施設 (福祉職員の配置)

『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』

→次のような点が示される

犯罪をした知的障害者の主な罪名は軽微（窃盗等）
受刑中に、出所後の福祉的支援につながる調整なし
釈放後に、支援が受けられず⇒生活苦から再犯し受刑

居所不安定、就労困難、福祉的支援なし・・・

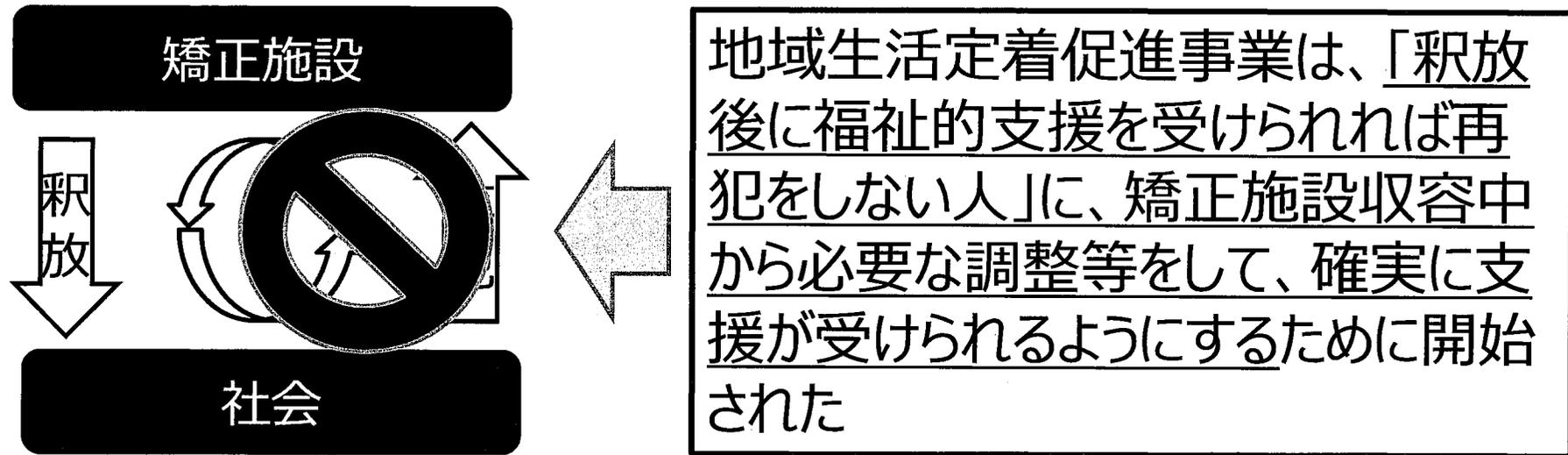


[犯歴の積み重なり]

→家族から見放され・家族死去で居所失う

→住民票の職権消除 等

2-2 地域生活定着促進事業の開始



参考 ～基本情報～

○ 刑事司法関係

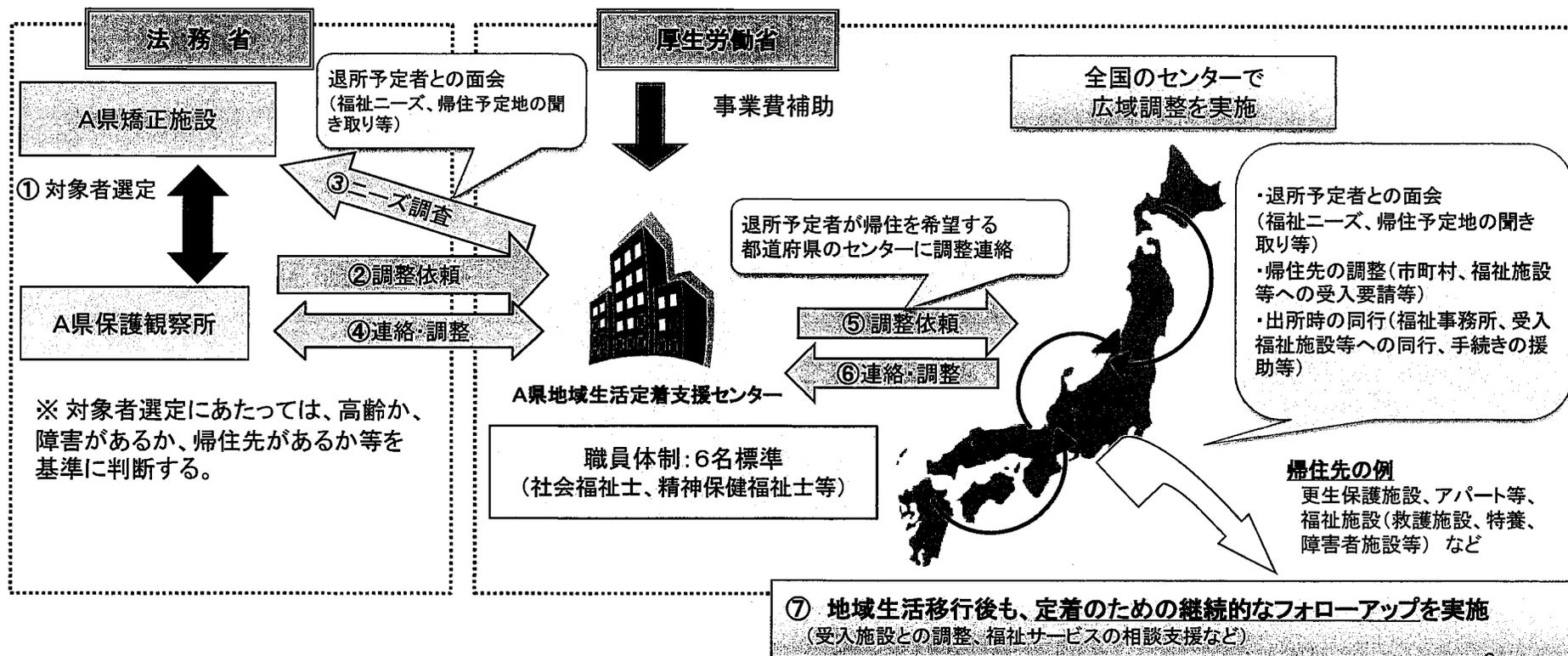
- ・ 入る矯正施設は司法側で決定される
(例えば、東京で事件を起こした者が北海道の刑務所で受刑することも)
- ・ 矯正施設に収容されると、全員、法定の「生活環境の調整」が行われる
(福祉的支援のニーズの有無を問わず、収容された者全員、保護観察所によって、釈放後の行き先はもちろん、就労・医療・福祉等の環境の調整が行われる)

○ 福祉関係

- ・ 実際にサービスの支給を決定するのは、市区町村の担当部署

3 地域生活定着促進事業の概要

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
- 平成23年度末に**全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。**
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。(平成30年度は延べ1,342人のコーディネートを実施し、うち677人が受入先に帰住)



参考 ～制度の対象者（要件）～

地域生活定着促進事業の対象者

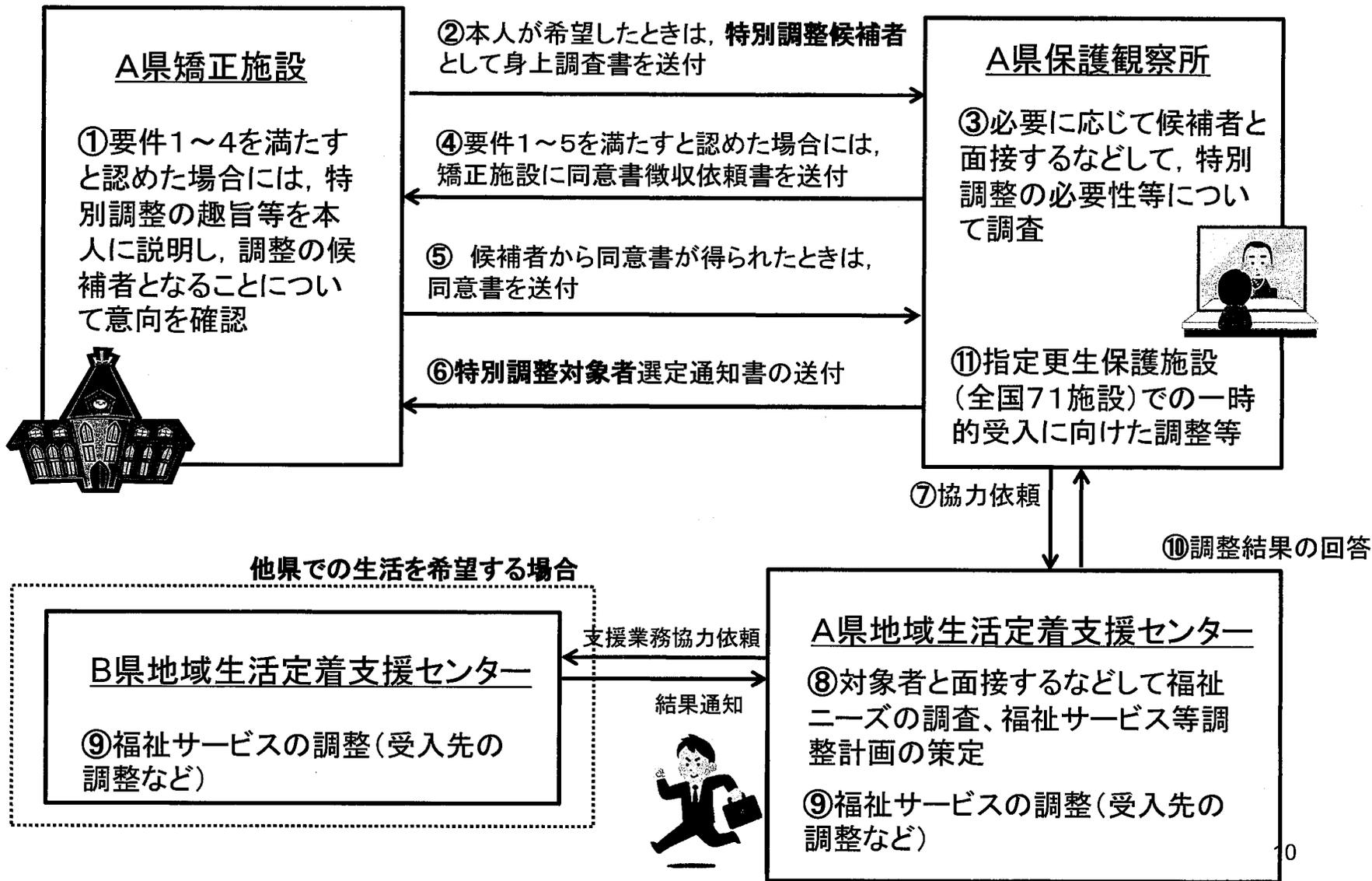
- 1 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者
- 2 その他、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの

特別調整に選定するための要件

以下の1～6の要件を全て満たすもの

- 1 高齢（おおむね65歳以上）又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があること
- 2 釈放後の住居がないこと
- 3 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- 4 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- 5 特別調整を希望していること
- 6 個人情報の提供に同意していること

参考 ～特別調整の手続（一般的な手続のフロー）～



4 地域生活定着促進事業の位置付け等

[本事業]
長期間の身柄拘束により地域とのつながりを失った人に、既存の福祉的支援を広域調整
(スキル・社会資源の活用)

		社会内 (～逮捕～判決)	刑・保護処分執行	社会内 (釈放後)
支援ニーズ あり	支援 同意 あり	※起訴猶予や執行猶予等により釈放される場合を含む	地域生活定着 促進事業	
	支援 同意 なし			

既存の
各種福祉的支援

本事業の意義・効果 →

主：受刑中の本人の真意に沿って福祉サービスを調整
地域・本人の混乱回避
従：結果として再犯防止に「寄与」

地域生活定着支援センターの設置の状況

- 原則各都道府県に1か所
- 都道府県が設置 → 社会福祉法人、NPO等に運営委託可
- 定額補助（＝補助率なし）
職員経費のほか、活動費（旅費、通信費、事務所経費等）を含む
- 職員数6人「基準」 → 地域の実情に応じて柔軟な対応可
ただし、社会福祉士等の専門職 1人以上必置

- 平成23年度末に全都道府県に設置
- 平成31年4月現在
委託 47ヶ所 → 社会福祉法人：32か所(社協 7か所)、
社団法人：10か所、NPO：5か所

地域生活定着促進事業のポイント

【コーディネート業務関係】

- ・ 保護観察所は、矯正施設被収容者全員に「生活環境の調整」を実施
↓
センターは、保護観察所長からの協力依頼を受けて対応
対象は、矯正施設被収容者の一部
- ・ 本人と会って計画を立案→帰る場所確保・福祉的支援への全国調整

【フォローアップ業務・相談支援業務関係】

- ・ 保護観察所は、釈放された希望者に期間限定で「更生緊急保護」を実施
↑↓
センターは、希望者・関係者からの依頼を受けて釈放された後に対応
- ・ 必要な助言等を実施 →都道府県内で釈放された人の生活をフォロー

【センター≠受け皿】

- ・ 既存の福祉サービスにつなぐ →市区町村その他の福祉関係者との連携必須

地域生活定着支援センターの支援状況（平成30年度中に支援した者）

1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、カッコ内は平成29年度の実績）

コーディネートを実施した者		1,342(1,426)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	677(751)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	523(537)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	142(138)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険または障害者自立支援の認定を受けていた者	126(101)
	療育手帳または障害者手帳を取得していた者	350(361)
矯正施設入所中に、	介護保険または障害者自立支援の認定手続を行った者	235(235)
	療育手帳または障害者手帳を取得した者	107(113)

2. フォローアップ業務

（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2,245(2,153)
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者）	591(558)
	支援継続中の者	1,654(1,595)

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	620(555)
フォローアップ中に、介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	191(177)
フォローアップ中に、療育手帳または障害者手帳を取得した者	102(95)

3. 相談支援業務

（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

相談支援を実施した者		1,454(1,369)
【内訳】	支援が終了した者	672(685)
	支援継続中の者	782(684)

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	113(81)
相談支援中に介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	57(50)
相談支援中に療育手帳または障害者手帳を取得した者	25(13)
	14

【参考1】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

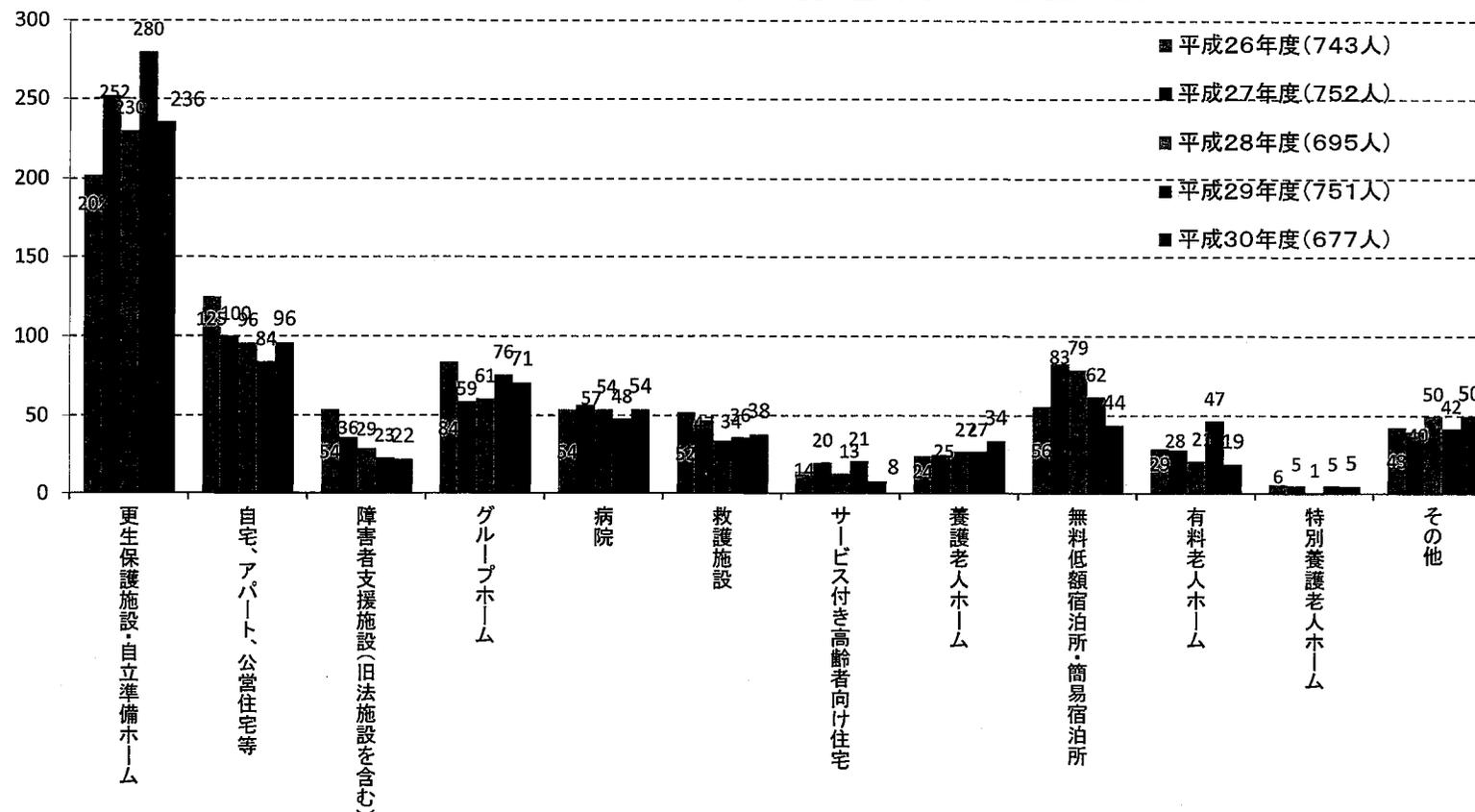
(単位:人)

	身体障害 あり	知的障害 あり	精神障害 あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的 +精神	その他※	合計
65歳以上	36(37)	31(34)	29(42)	1(1)	4(6)	5(7)	0(0)	248(248)	354(375)
65歳未満	19(22)	112(133)	115(109)	6(13)	11(16)	55(61)	2(4)	3(18)	323(376)
合計	55(59)	143(167)	144(151)	7(14)	15(22)	60(68)	2(4)	251(266)	677(751)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※かっこ内は平成29年度の実績である。

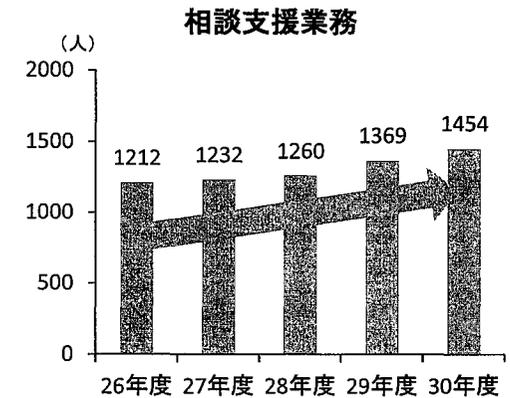
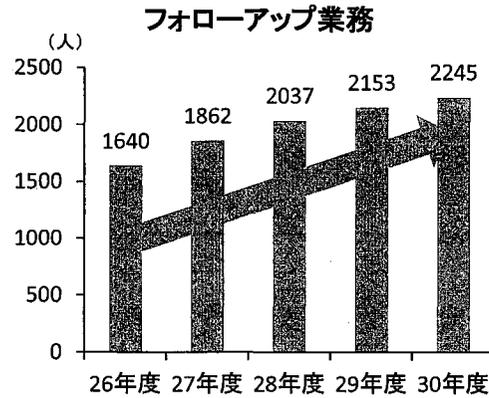
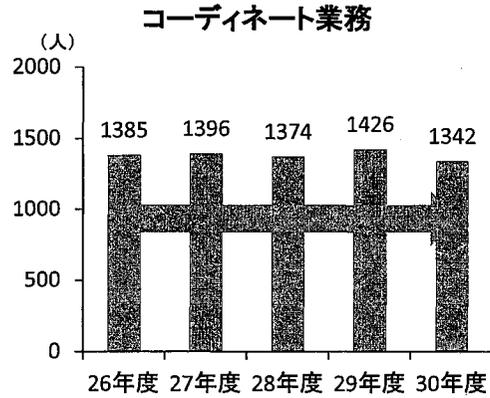
【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

(単位:人)

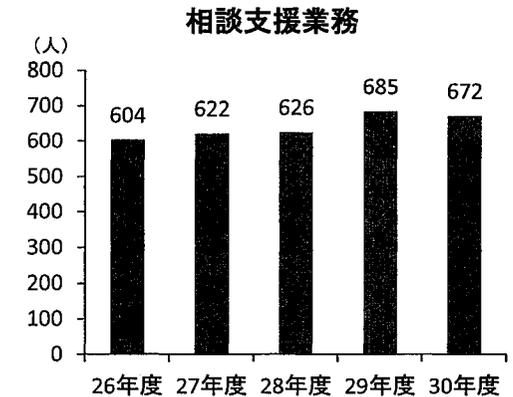
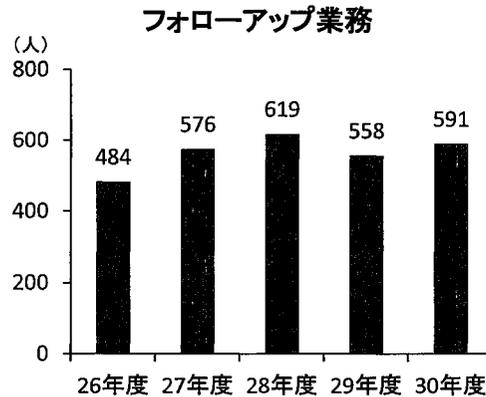
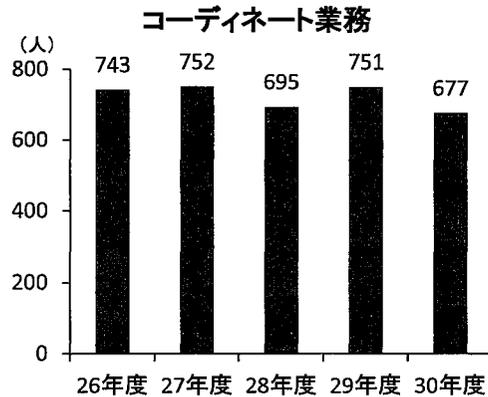


【参考3】地域生活定着支援センターによる業務別実施件数及び支援終了件数の推移（H26.4～H31.3）

1. 年度内支援実施件数



2. 年度内支援終了件数



〔相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上。(電話相談のみは除外)〕

5 地域生活定着促進事業の課題

株式会社インターリスク総研「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業」(H29年度社会福祉推進事業)より
<http://www.irric.co.jp/reason/research/>

1) 司法との連携における課題

- 地域生活定着支援センター依頼前の調査・調整が不十分
- 高齢・障がいのサービスの必要性が判然としない事案や、医療機関の調整のみの依頼をされることがある

矯正施設・保護観察所ができること → 事前の十分な調査・調整
釈放前のセンターにおける調整期間（最低でも6か月）の確保

2) 地域福祉との連携における課題

- 援護の実施者がなかなか決まらない
- 福祉施設等への受入が何度も断られるなどしている
- 地域へのバトンタッチができず、フォローアップ業務が長期化している

- ※1 上記調査研究事業においても事例集として取りまとめられている
- ※2 基幹相談支援センター・相談支援事業所・自立支援協議会、地域包括支援センター・地域ケア会議等

福祉行政機関・福祉関係者ができること → センターと地域福祉の連携の好取組の共有（※1）
矯正施設出所者への支援に係る理解促進のための研修開催
相談支援機関（※2）での本来求められる機能に沿った支援

3) センター職員の人材育成における課題

- センター職員のうち、業務経験年数3年未満が約6割、福祉専門職は7割弱、2割弱が兼任職員
- ケース件数、困難事例の増加で職員育成の余力がなく、個々のセンターのみではノウハウの蓄積が困難

国・センターができること → 全国規模の研修で実践的な事例・ノウハウやツールの共有

現状

矯正施設釈放時点では一時的な住居に居住せざるを得ないケースが約半数

フォローアップによる支援期間が長期化

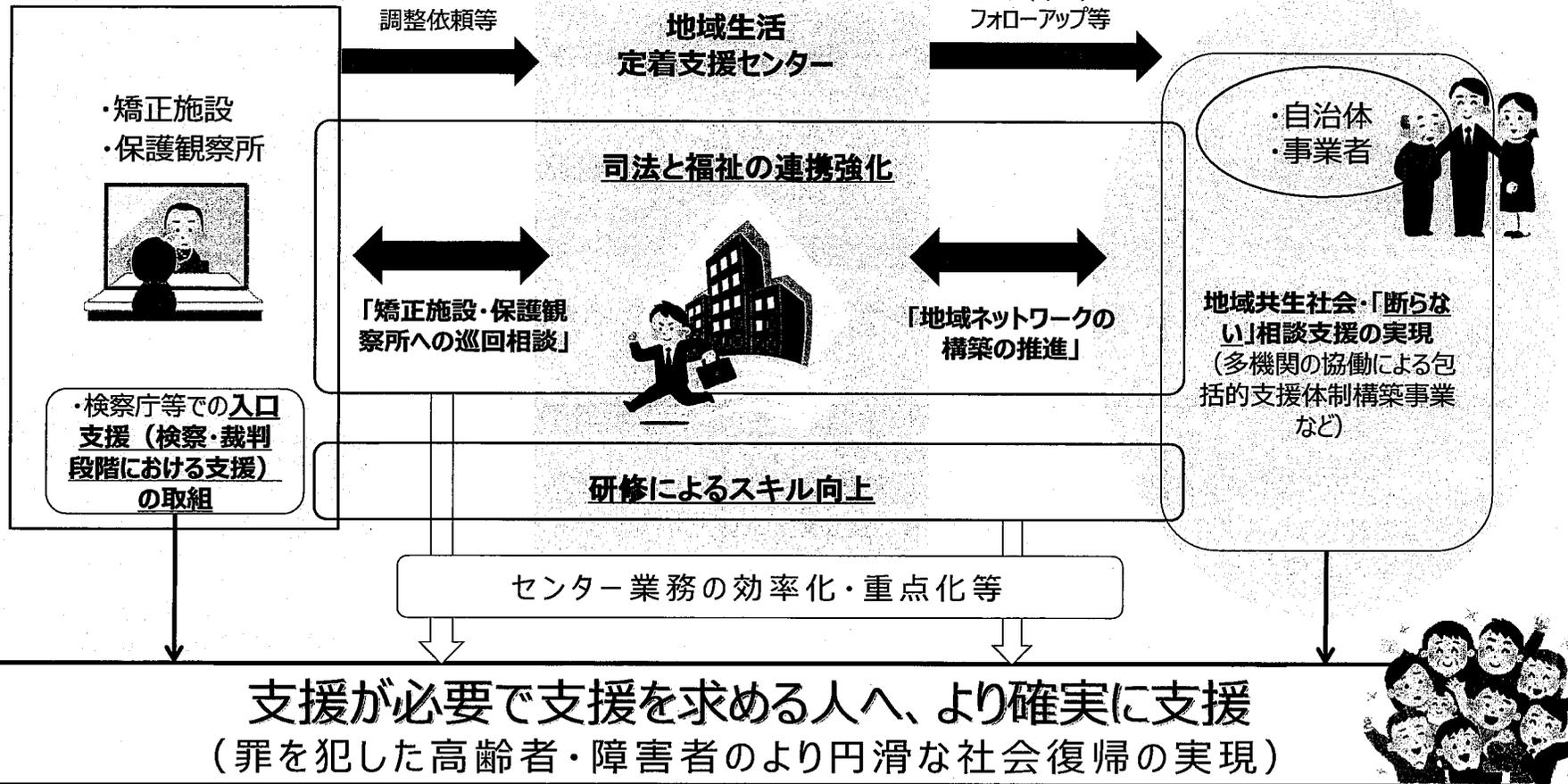
- ケース件数・困難事例の増加
- 犯歴による偏見が障壁
- 地域生活定着支援センター職員の育成が不可欠

背景

本事業の充実への高い期待 ~ 再犯防止推進法(再犯防止推進計画)、骨太の方針2019、自民党再犯防止推進特命委員会・超党派で再犯防止を進める議員連盟、自治体等

【法務省】

【厚生労働省・地域社会】



関係者間の適切な役割分担(地域生活定着支援センターだけでは抱えきれない課題)を踏まえた連携が不可欠!

27年12月24日付け社会・援護局総務課事務連絡（抄）

・・・福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者につきましては、犯歴の有無を問わず、法令等に基づき、福祉的支援が適切に受けられる必要があると承知しています。

・・・地域生活定着促進事業の対象となっているか否かを問わず、違法行為をしたことをもって、福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者が必要な支援を受けられない事態を生じないよう、各地の実情を踏まえながら適切に対応されますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、省内関係部局（児童福祉施策・生活保護施策・生活困窮者自立支援施策・障害保健福祉施策・高齢者福祉施策）と調整済みです・・・

6 地域生活定着促進事業をとりまく状況

6-1 政府における再犯防止推進計画の策定

※平成30年12月15日閣議決定

○ 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

- ・ 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数（出典：法務省調査）
基準値704人（平成28年度）

○ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- ・ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等
法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

(○ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 (続き))

・ 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け

厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討

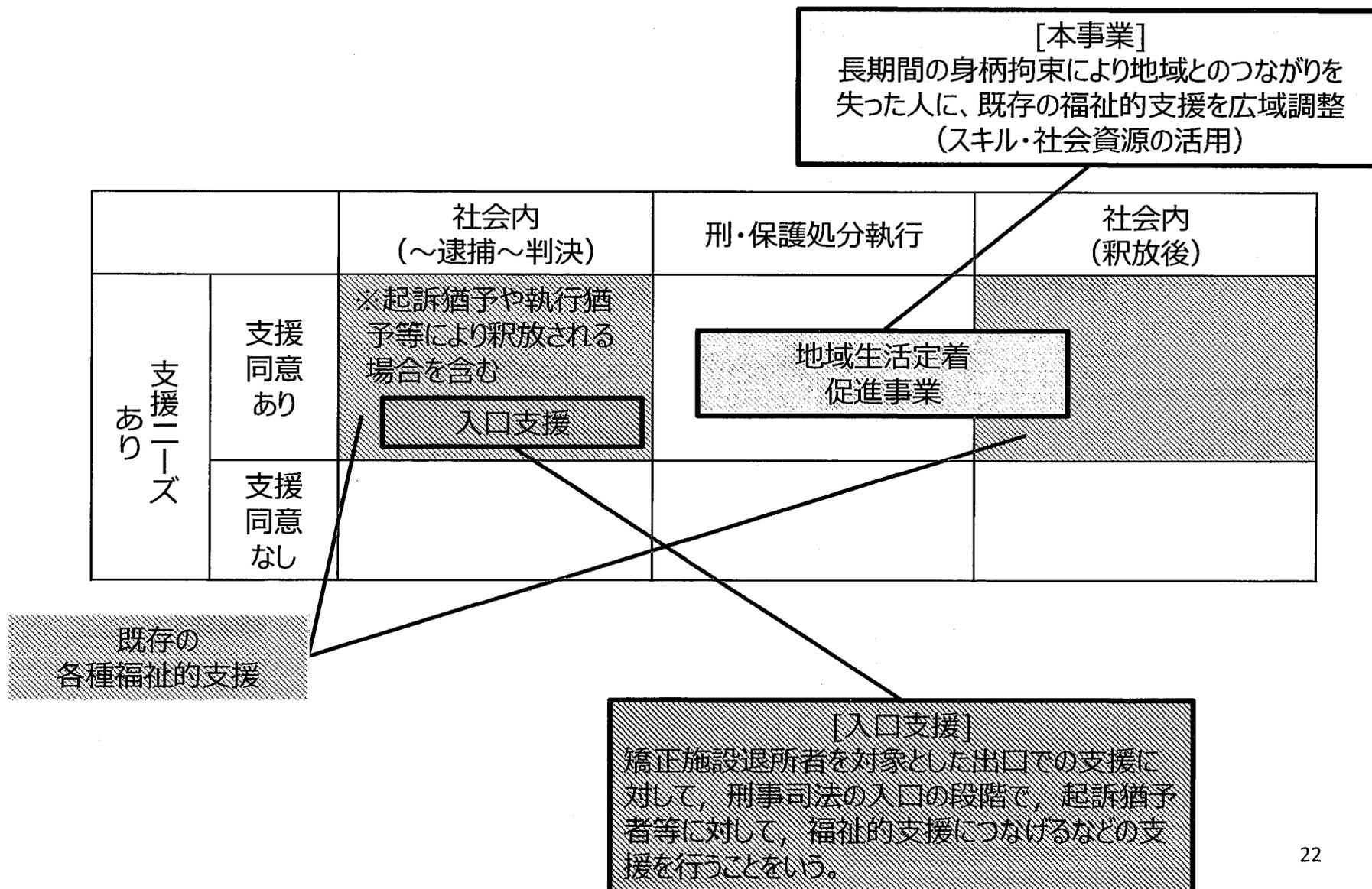
法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

○ **地方公共団体との連携強化等のための取組**

・ 地域のネットワークにおける取組の支援

法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域の実情に応じて、刑事司法関係機関、地方公共団体等の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、₂国土交通省】

6-2 入口支援について



入口支援について

○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） 第3章 1. (2) ③イ
 法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

【入口支援とは】

- 入口支援とは、障害のある又は高齢の被疑者等の福祉的支援を必要とする者について、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、刑事司法の入口の段階で、福祉的支援につなげる取組。
- 入口支援の対象である起訴猶予者等の多くは、比較的軽微な犯罪（万引き、無銭飲食等）で、犯罪傾向が進んでいないことから、早期介入による支援で犯罪の常習化を防ぐことができる。
- 一方で、以下の理由等により本来福祉サービスが必要である入口支援の対象者が円滑に福祉につながっていないという課題がある。
 - ①各福祉制度について知識が乏しく、アセスメントが不十分であることから、本人や司法関係機関等が申出などを行う先が各福祉制度の窓口とマッチせず、適切な福祉サービスを提供できない。
 - ②障害受容がない、住居がないなどの事情から、福祉サービスにつながりにくい
 - ③地域で孤立している
 - ④釈放まで短期間で調整が必要
- センターでは、入口支援を相談支援業務の一部として位置付けているのが現状

入口支援の支援フロー



6-3 地域共生社会の実現に向けた取組

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

地域丸ごとつながりの強化

実現に向けた工程

- 平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
 - ◆共生型サービスの創設 など

- 平成30(2018)年：
- ◆介護・障害報酬改定・共生型サービスの評価など
 - ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

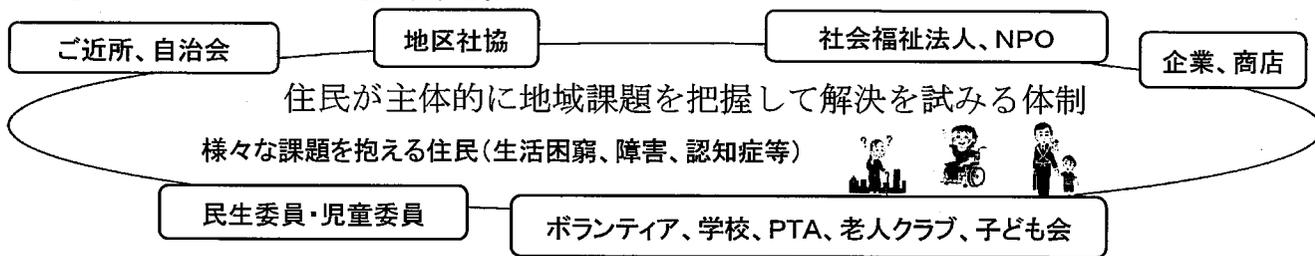
- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

専門人材の機能強化・最大活用

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

(1) 地域力強化推進事業 (補助率3/4)

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



平成31年度予算
平成30年度予算
平成29年度予算

28億円 (200自治体)
26億円 (150自治体)
20億円 (100自治体)

地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民に身近な圏域

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (補助率3/4)

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

ニッポン一億総活躍プラン

(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

市町村域等



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)

(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）
 - ・「断らない」相談支援
 - ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
 - ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討
 ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
 ・地域におけるひきこもり支援の強化

II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進
 - ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
 - ・民間からの資金調達の促進
 - ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
 - ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
 - ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 中間とりまとめ(抄)

1 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 今後、福祉政策の新たなアプローチの下で制度を検討する際には、現行の現金・現物給付の制度に加えて、
・専門職の伴走型支援により地域や社会とのつながりが希薄な個人をつなぎ戻していくことで包摂を実現していく視点
・地域社会に多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を進める視点
の双方が重要であり、これらが相まって地域における重層的なセーフティネットとして機能する。
- 福祉の対人支援においては、従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチと併せて、つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実が求められる。

2 具体的な対応の方向性

(1) 包括的支援体制の整備促進のための方策

- 福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の3つの機能を一体的に具えることが必要であり、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。
・ 断らない相談支援 ・ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援） ・ 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- このような包括的支援体制を、各市町村がそれぞれの状況に合わせて整備することを後押しする観点から、属性や課題に基づいた縦割りの制度を再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。
- 新たな制度枠組みに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人ひとりのニーズや地域の個別性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきである。その際、従来の経費の性格の維持など、国による財政保障の在り方にも十分配慮すべきである。

(2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

- 地方創生施策やまちづくり施策など他の分野との連携を進めていくとともに、福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築するとともに、「プラットフォーム」における気づきを契機として、複数分野の関係者が協働し地域づくりに向けた活動を展開することのできる方策を検討すべきである。

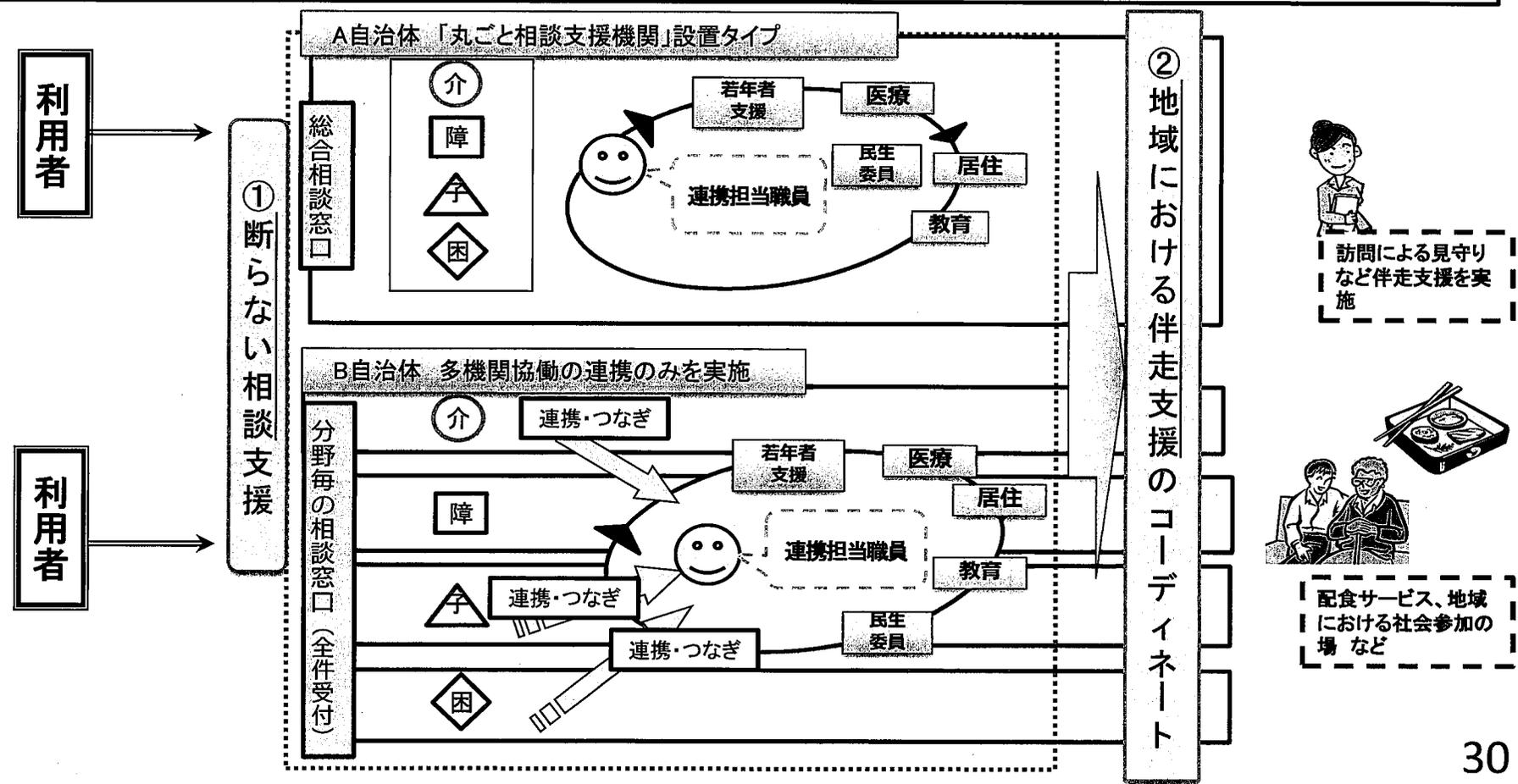
3 今後の主な検討項目

- ・参加支援の具体的内容
- ・包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・広域自治体としての都道府県の役割
- ・保健医療福祉の担い手の参画促進

丸ごと相談（断らない相談）の実現 ～包括的な支援のための新たな仕組みの検討～

平成31年5月29日
第2回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部 配付資料

- 8050問題など、世帯の複合的なニーズや個人のライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、市町村において断らない相談支援を中心とした包括的な支援体制を構築する。
- また、多様な経路で社会とつながり参加する機会を確保する観点から、断らない相談支援と併せ、個人のニーズに合わせた就労支援、居住支援などの“出口支援”や、地域における伴走体制の確保のための取組を実施する。
- 各自治体における包括的な支援体制は、地域ごとの資源の状況などの多様性を踏まえる必要があり、各自治体が、創意工夫を活かしながら柔軟に、その構築を進められるような制度設計とする。



新たな包括的な支援の機能等について

令和元年7月16日「第5回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料（一部改変）

◆これまでのご意見を踏まえ整理をすると、断らない相談と一体で参加支援（社会とのつながりや参加の支援）や「地域住民同士のケア・支え合う関係性」を広げる取組を含む市町村における包括的な支援体制を構築することにより、「つながり続ける」伴走支援が具体化でき、

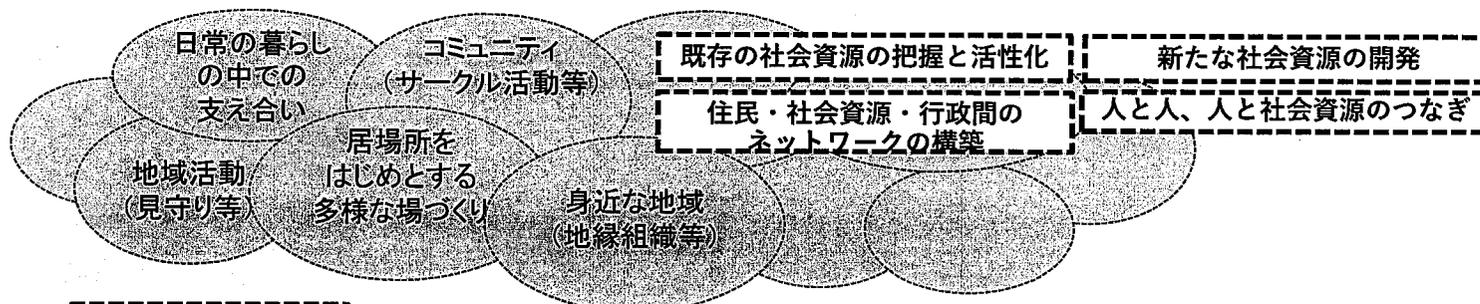
- 社会とのつながりや参加を基礎とした個々人の自律的な生
- 地域やコミュニティにおける包摂

を目指すことができる。

【地域住民同士のケア・支え合う関係性の育成支援】

場の機能

地域づくりをコーディネートする機能



属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能

【断らない相談】

多機関協働の中核の機能

相談の受け止め
解決に向けた対応
制度の狭間・隙間や、課題が複合化・複雑化したケースにおける支援調整

個別課題としては明らかではない場合について、継続的にかかわり続ける支援

多機関のネットワークの構築

個別支援から派生する新たな社会資源・仕組みの創出の推進

相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成

権利擁護のための支援
社会との接点の確保・包摂の支援

多様な社会参加・就労の支援
住まいの確保のための支援

社会とのつながりや参加を支援する機能

【参加支援】

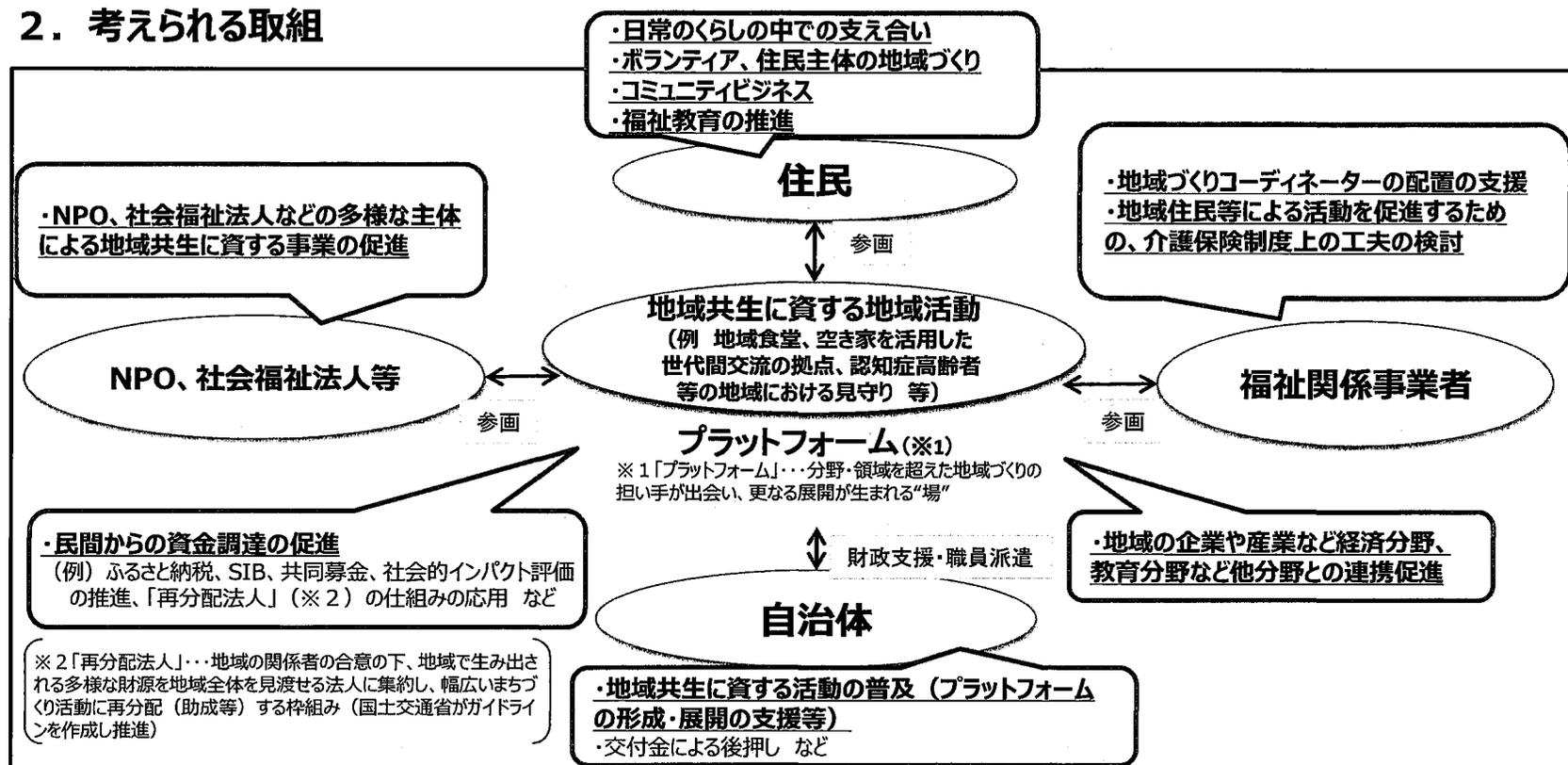
地域共生に資する取組の促進 ～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

令和元年5月29日
「第2回2040年を展望した社会
保障・働き方改革本部」配付資料
(一部改定)

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



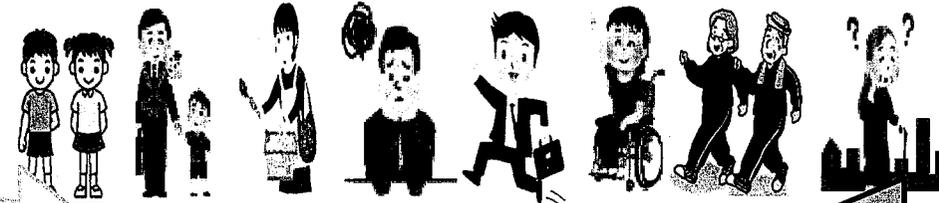
地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

支え・支えられる関係の循環

～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環

～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

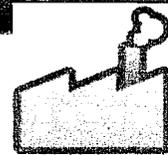
すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通



6-5 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について

生活困窮者等の自立を促進するための

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等34

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

①生活困窮者の尊厳の保持

②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援

③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)

・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員(※)とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

(※)自治体職員(関係分野の職員を含む)、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

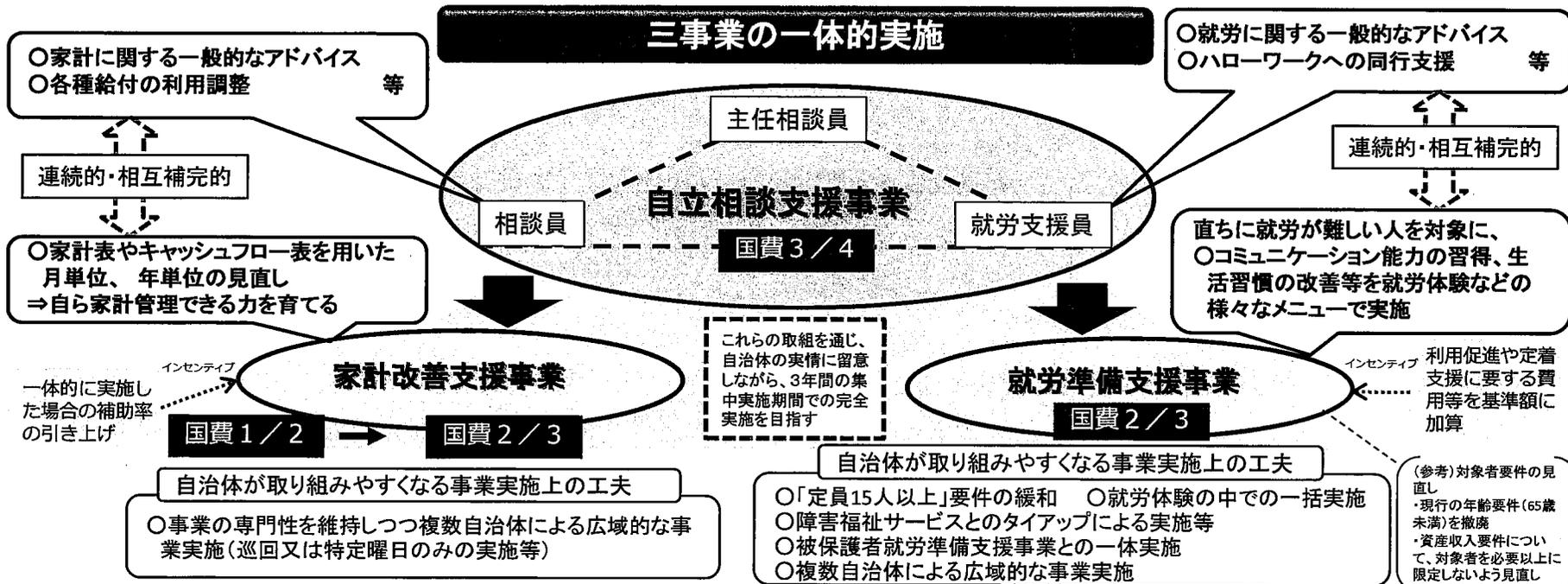
生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・ 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・ 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※)昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

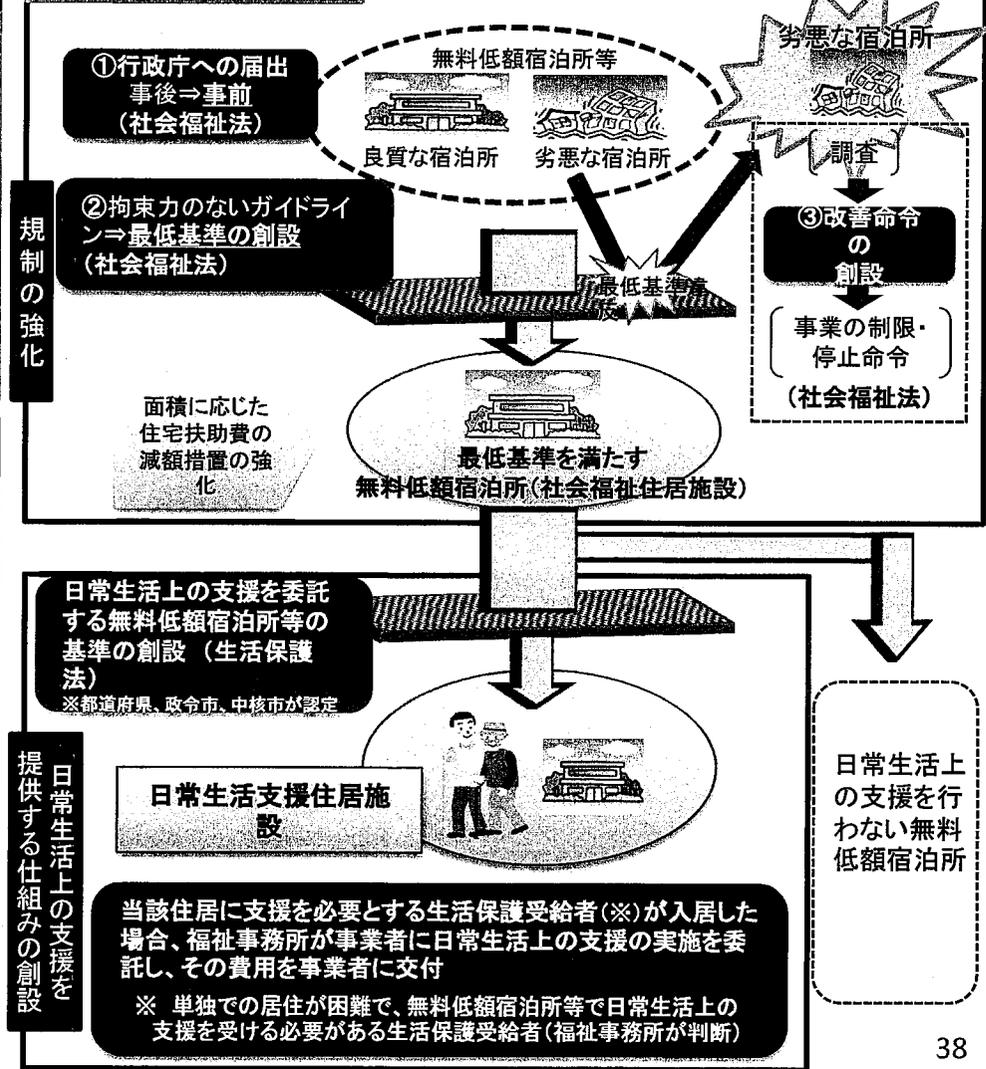
2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状(平成27年6月)

- 施設数: 537, 入所者数15,600人(うち生保受給者14,143人)
 - 居室面積: 7.43㎡未満200施設(43%) (ガイドラインの基準: 7.43㎡以上)
 - 7.43~15㎡未満217施設(47%) (住宅扶助面積減額対象: 15㎡以下)
 - 食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:
 食費 453施設(84%) 28,207円
 その他の費用 469施設(87%) 15,597円
- 結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満

見直しの方向性



◆報告・説明②

福岡県地域生活定着支援センターの概要など

古賀 大志 氏

(福岡県福祉労働部保護・援護課 企画監)

福岡県地域生活定着支援センターの取組について（平成30年度実績より）

1. 支援状況（平成30年度実績）

	福岡県実績	(参考)全国計
(1)コーディネートを実施した者	83人	1,342人
(2)矯正施設退所後にフォローアップを実施した者	125人	2,245人
(3)相談支援を実施した者	11人	1,454人

1-2. 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障がい・年齢別内訳

	(1)身体障がいあり		(2)知的障がいあり		(3)精神障がいあり		(4)身体+知的		合計	
	福岡県	全国計	福岡県	全国計	福岡県	全国計	福岡県	全国計		
65歳以上	4	36	2	31	2	29	0	1		
65歳未満	2	19	5	112	3	115	0	6		
合計	6	55	7	143	5	144	0	7		

	(5)身体+精神		(6)知的+精神		(7)身体+知的+精神		(8)その他※		合計	
	福岡県	全国計	福岡県	全国計	福岡県	全国計	福岡県	全国計	福岡県	全国計
65歳以上	0	4	1	5	0	0	16	248	25	354
65歳未満	2	11	2	55	0	2	0	3	14	323
合計	2	15	3	60	0	2	16	251	39	677

※(8)その他には、軽度の認知症の者や、障がいが疑われる者などが含まれる。

2. 関係機関との連携や周囲の理解の醸成に向けた取組

(1) 保護観察所・矯正施設との連携

- 福岡県地域生活定着支援センター、福岡保護観察所、福岡刑務所の三者会議の定期開催（支援業務の進捗状況や役割分担の確認）

(2) 福岡地域生活定着支援協議会の運営

- 県内の触法障がい者・高齢者の社会復帰支援を目的として、平成29年2月29日発足。
- 受入先施設、福祉・司法・医療・行政機関等、社会復帰支援に携わる者を会員とし、関係事業者との協力・連携やスキルアップ向上、困難ケースへの対応、啓発活動等に取り組む。
- 事務局：福岡県地域生活定着支援センター

(3) 各種啓発活動

- ・ 福祉施設、福祉関連事業所、司法関係機関等での研修会や講演等
- ・ 福岡県地域生活定着支援センター啓発シンポジウムの開催
(平成30年度：平成31年3月28日開催)

(4) 矯正施設退所者の受入先施設の開拓

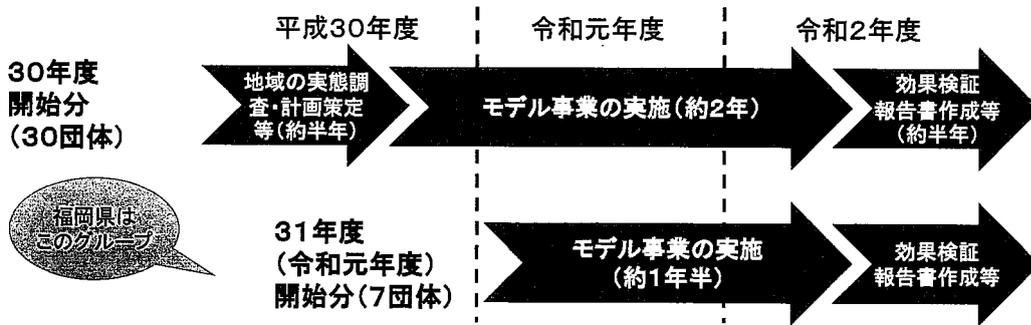
- ・ 平成30年下半期実績 . . . 21件を開拓
- ・ 令和元年10月末時点 . . . 6件を開拓

法務省「地域再犯防止推進モデル事業」

目的

「地方公共団体と連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方」について法務省が検討するために実施(委託事業)

事業期間



福岡県が取り組むモデル事業の目的

目的1



地域における再犯防止支援ネットワークの構築

実際の支援、研修会等を通して、支援ネットワークの裾野、受け皿の拡大に取り組む

目的2



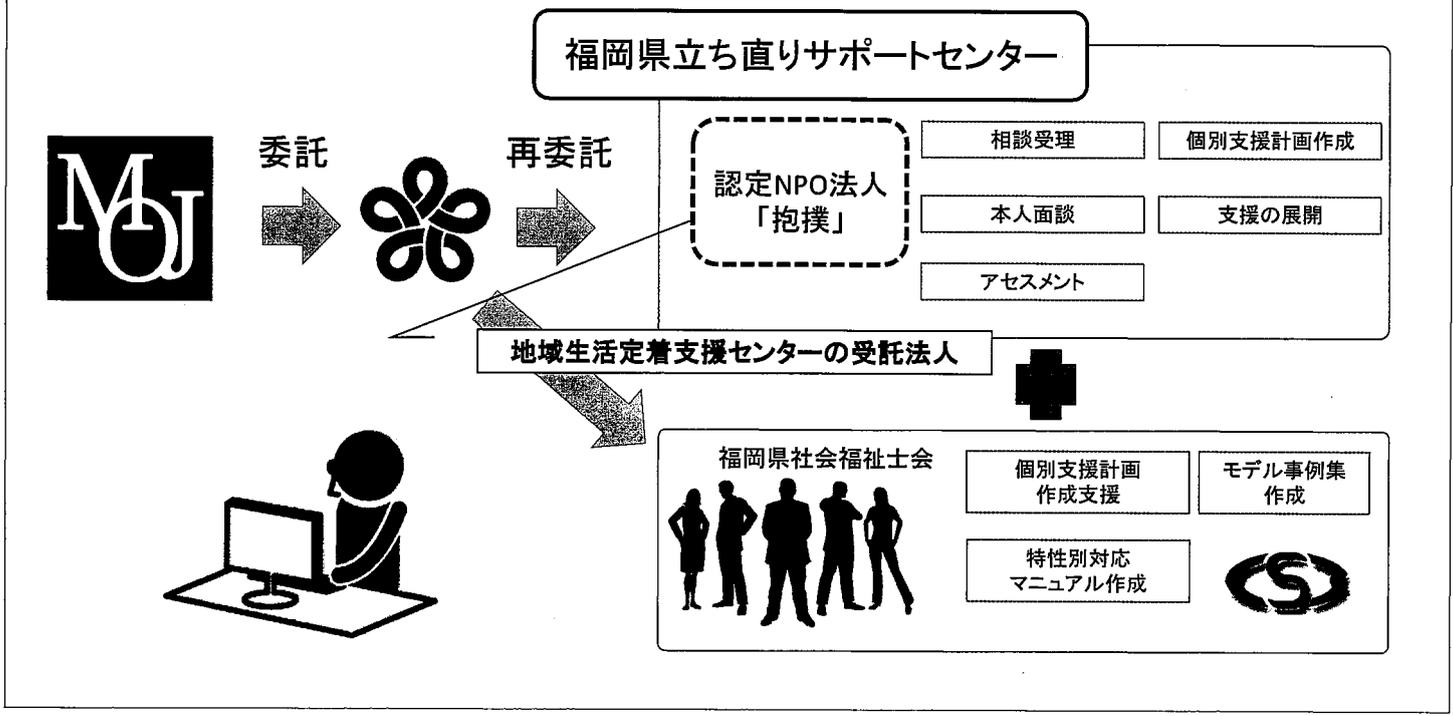
入口支援+αのノウハウ蓄積、マニュアル作成

福岡県立ち直りサポートセンターの設置

ねらい

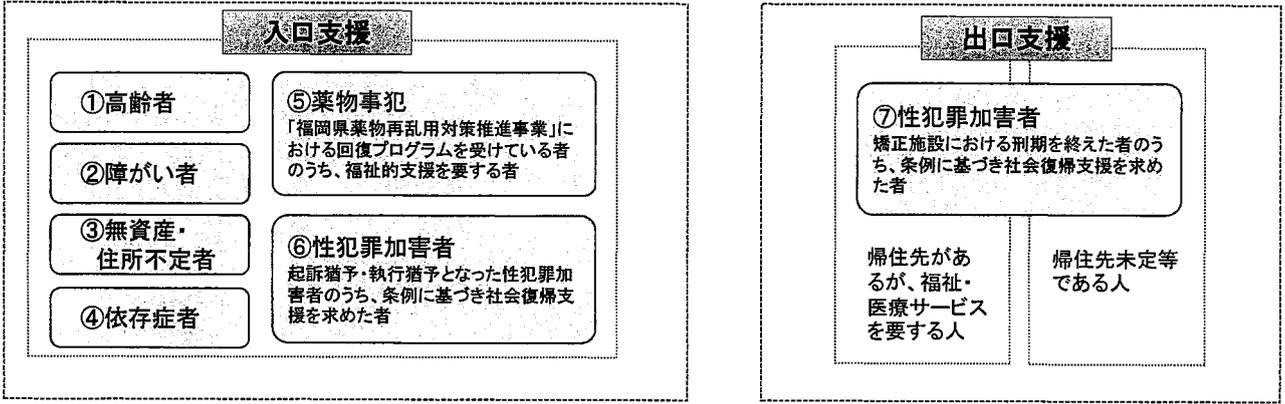
「福岡県再犯防止推進計画」の具体化

「立ち直りサポートセンター」の設置



立ち直りサポートセンターの支援対象

支援対象として①～⑦の区分を設定



立ち直りサポートセンターの支援対象

地域生活定着支援センターの支援対象

建築都市部住宅計画課計画係
 電話：内線 4745
 直通 092-643-3732
 担当：小河、石橋

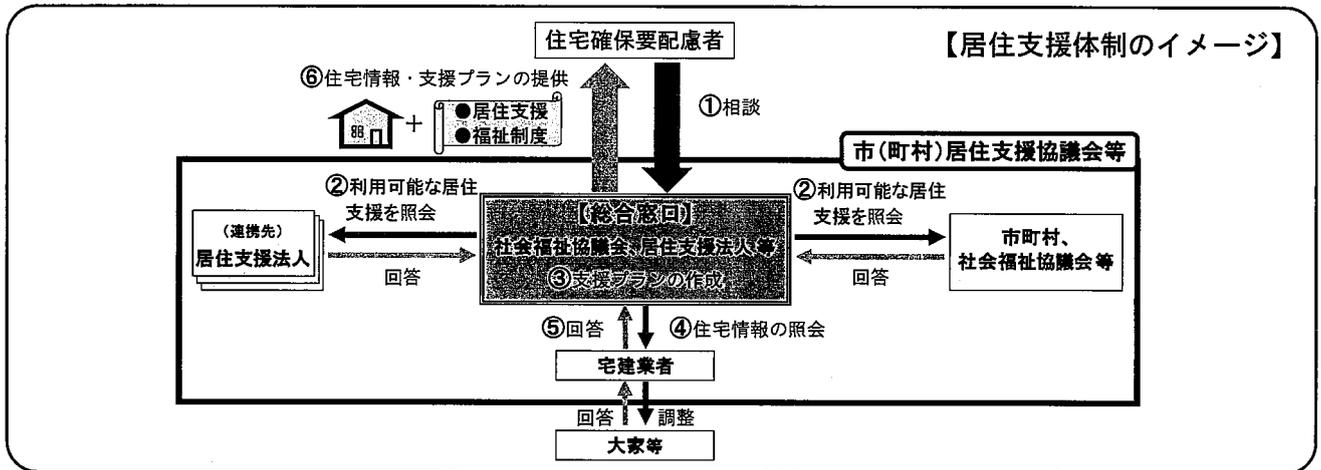
市町村居住支援体制のモデル事業を採択しました

～令和元年度新規事業「市町村居住支援体制整備促進事業」～

県では、高齢者、障がいのある方、外国人など、住宅確保に配慮が必要な方からの住まいに関する相談をワンストップで解決する、実効性と持続性を持った居住支援体制のモデルを構築し、その成果を普及啓発することにより、県内市町村における同様の体制整備を促進することとしています。

そこで、8月6日から9月18日までモデル事業の提案を募集したところ、5事業者から応募があり、選考委員会の審査を経て、3つの事業を採択しました。

今後、これらの事業を実践し、市町村居住支援体制のモデルとして県内に普及させることにより、居住支援体制の整備を促進します。



1 事業概要

(1) 事業の期間

令和元年11月1日～令和3年3月31日

(2) 採択事業に対する支援内容

1提案につき、年間200万円を上限に補助（2か年で400万円を上限）

(3) 補助金の対象経費

- ・居住支援相談を受ける窓口の設置・運営費
 - ・居住支援協議会の設立に向けた活動費
 - ・相談窓口に関する周知広報費
- 等

2 採択事業

(申請順)

事業名	事業者名 (社会福祉協議会又は居住支援法人)
直轄地区における住宅確保要配慮者の居住支援体制整備事業	一般社団法人 そーしゃる・おふいす(居住支援法人)
事業者連携によるワンストップの居住支援体制整備事業	ホームネット株式会社(居住支援法人)
中間市における住宅確保要配慮者に対する居住支援体制整備事業	特定非営利活動法人抱樸(居住支援法人)

市町村居住支援体制整備促進事業の採択事業一覧

(申請順)

事業名	直轄地区における住宅確保要配慮者の居住支援体制整備事業
提案者	一般社団法人そーしゃる・おふいす
提案の概要	<p>地域の空き家を活用し、セーフティネット住宅の登録手続きから住宅確保要配慮者の入居のマッチング、入居後の生活支援までワンストップで対応する居住支援体制を構築する。</p> <p>地域の大学と連携し、まちづくりに参画する人材の育成に取り組む。</p> <p>直轄地区2市2町にまたがった居住支援協議会の設立準備会を設置する。</p>
講評の概要	<p>小規模な市町村が複数で連携し広域的な居住支援体制を構築するとともに、地域で増え続ける空き家をセーフティネット住宅として有効活用するという興味深い取組みである。</p> <p>広域の自治体が連携して取り組む事業であることから、それぞれの参加市町村が協調して体制整備が進められることを期待したい。</p>

事業名	事業者連携によるワンストップの居住支援体制整備事業
提案者	ホームネット株式会社
提案の概要	<p>居住支援法人間で連携し、高齢者向け居住支援サービスのモデル（入居相談・保証・見守り・家財整理等）をつくり、入居前～入居中～退去時を通して一貫した支援体制を構築する。</p> <p>市の住宅部局や福祉部局、社会福祉協議会と連携し、要配慮者からの住まい探しの相談に対して、部屋探し・不動産店紹介・契約手続きの支援等を行う仕組みを検討する。</p> <p>久留米市の居住支援協議会設立に向けた支援を行う。</p>
講評の概要	<p>申請事業者が全国的に展開している高齢者向け居住支援サービスの仕組みを活用し、地元の行政や他の居住支援法人と連携を図ることによる効率的で実現性の高い体制整備のモデルといえる。</p> <p>今後、より多様な居住支援法人等との連携を図り、高齢者のみならず、幅広い住宅確保要配慮者に対応できる居住支援体制が整備されることを期待したい。</p>

事業名	中間市における住宅確保要配慮者に対する居住支援体制整備事業
提案者	特定非営利活動法人抱樸
提案の概要	<p>中間市居住支援協議会の設立に向けて、市・社会福祉協議会・民間事業者等で居住支援に関する勉強会を開催し、地域の実情に応じた協議会について検討する。</p> <p>協議会設立までの間、申請事業者が運営している既存の生活困窮者自立支援制度の相談窓口を活用し、同施設内に住まいに関する相談に対応する窓口を整備する。</p>
講評の概要	<p>自ら運営する既存の生活困窮者自立支援制度の相談窓口を活用し、申請者自身が提供できる居住支援サービスや行政等による様々な既存のサービスをコーディネートして提案する、相談者に寄り添った支援体制のモデルといえる。</p> <p>今後、こうした取組みが周辺市町村などとも連携し広域的に展開されることを期待したい。</p>

◆基調講演

テーマ 『住まいがなければ始まらない』

講師：村木 厚子 氏（元厚生労働事務次官）

◆講師プロフィール

村木 厚子（むらき あつこ）氏

1955年高知県生まれ。土佐高校、高知大学卒業。78年労働省（現厚生労働省）入省。女性政策、障がい者政策などに携わる。13年から15年まで厚生労働事務次官。

退官後は津田塾大学客員教授を務めるほか、伊藤忠商事㈱ 社外取締役などを務める。また、累犯障害者を支援する共生社会を創る愛の基金や、生きづらさを抱える若年女性を支援する若草プロジェクトの活動に携わっている。

住まいがなければ始まらない

2020年1月17日

村木 厚子

「居住」とは？ 「居住支援」とは？

- 住むこと(大辞林)
- 一定の住まいを定め、そこに住んで自分たちの生活を営むこと(ウィキペディア)

必要なものは何か①

衣・食・住

必要なものは何か②

「安心できる居場所」

「味方」

「誇り」

大熊由紀子「誇り・味方・居場所 私の社会保障論」より

必要なものは何か③

「居場所」と「出番」

居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮者）

居住に課題を抱える人とは

- ・低額所得者、高齢者、障害者 など
- ・住宅セーフティネット法では「住宅確保要配慮者」と定義されている

現状と課題

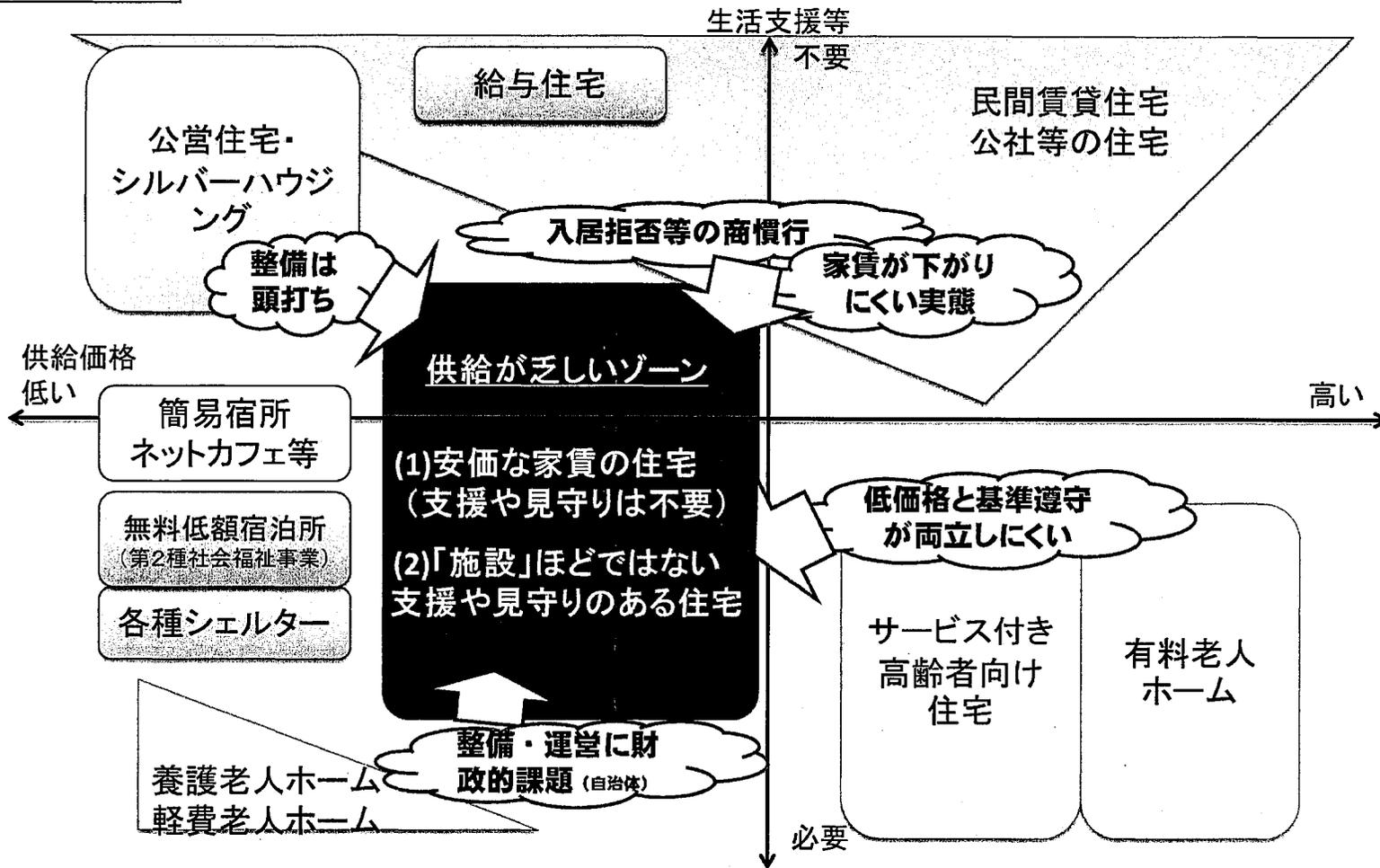
- ・低家賃の住宅が少なく、住宅確保要配慮者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向がある。
- ・連帯保証人、緊急時の連絡体制の確保や一定の生活支援が必要な住宅確保要配慮者もいる。

必要な対応

- ・連帯保証人や緊急時の連絡先の確保、訪問などによる見守り支援などといったソフト面での対応
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない低家賃の住宅の確保などといったハード面での対応
- ⇒ソフト面とハード面での連携した対応が必要

居住に関する資源を巡る課題

平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者等の支援のあり方に関する調査研究」報告書
(株式会社野村総合研究所)より

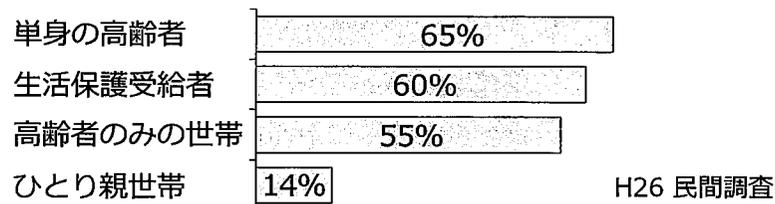


住宅確保要配慮者・住宅ストックの状況(法改正時(H29)の状況)

住宅確保要配慮者の状況

- ・ 高齢者の単身世帯が大幅増
(H27) 601万世帯 → (H37) 701万世帯
- ・ 若年層の収入はピーク時から1割減
【30歳代給与】 (H9) 474万円 → (H27) 416万円
- ・ 子どもを増やせない若年夫婦
【理想の子ども数を持たない理由】
- 家が狭いから：16.0%
- ・ 特にひとり親世帯は低収入
【H26年収】 ひとり親 296万円
⇔ 夫婦子育て世帯 688万円
- ・ 家賃滞納等への不安から入居拒否

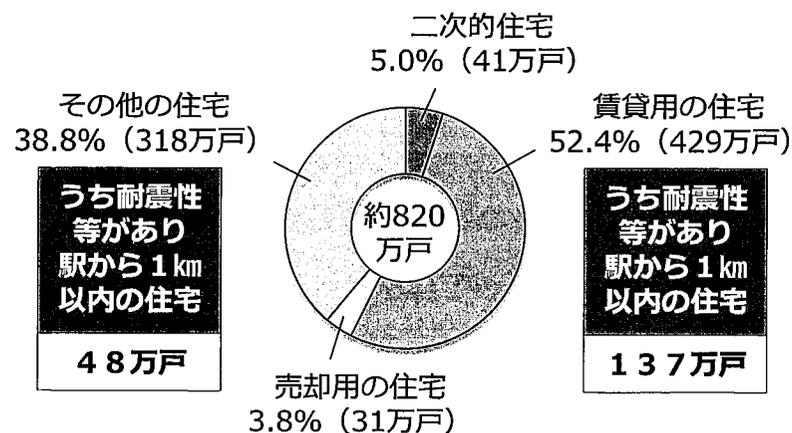
【大家の入居拒否感】



住宅ストックの状況

- ・ 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
【管理戸数】
(H17) 219万戸 → (H26) 216万戸
- ・ 民間の空き家・空き室は増加傾向
(H15) 659万戸 → (H25) 820万戸

【空き家・空き室の現状】



空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

不動産事業者が求める居住支援（鹿児島県居住支援協議会）

世帯属性	入居制限の状況	入居制限の理由 (複数回答)		必要な居住支援策(複数回答) ●第1位 ◎第2位 ○第3位				
		第1位 (%)	第2位 (%)	死亡時の 残存家財 処理	見守りな どの居住 支援	家賃債務 保証の情 報提供	入居トラブ ルの相談 対応	入居を拒 まない物 件の情報 発信
高齢単身世帯	制限している 4% 条件付きで制限している 27%	孤独死などの不安(76%)	保証人がいない(35%)	● (61%)	◎ (53%)	○ (36%)		
高齢者のみ世帯	制限している 3% 条件付きで制限している 21%	孤独死などの不安(39%)	保証人がいない(33%)	◎ (40%)	● (43%)	○ (33%)		
障がい者のいる世帯	制限している 3% 条件付きで制限している 24%	近隣住民との協調性に不安(36%)	衛生面や火災等の不安(35%)		● (40%)	◎ (26%)	○ (25%)	
ひとり親世帯	制限している 1% 条件付きで制限している 8%	保証会社の審査に通らない(40%)	家賃の支払いに不安(37%)		◎ (21%)	● (36%)	○ (18%)	
子育て世帯	制限している 1% 条件付きで制限している 6%	保証会社の審査に通らない(43%)	保証人がいない(35%)		○ (14%)	● (33%)	◎ (24%)	
低額所得世帯	制限している 5% 条件付きで制限している 26%	家賃の支払いに不安(50%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(37%)			● (48%)	◎ (26%)	○ (20%)
外国人世帯	制限している 7% 条件付きで制限している 29%	異なる習慣や言語への不安(66%)	近隣住民との協調性に不安(43%)			◎ (36%)	● (48%)	○ (33%)

鹿児島県居住支援協議会平成29年度不動産事業者へのアンケート調査より

住宅確保要配慮者の範囲

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・ 外国人等
(外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者
(発災後3年以上経過)
- ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

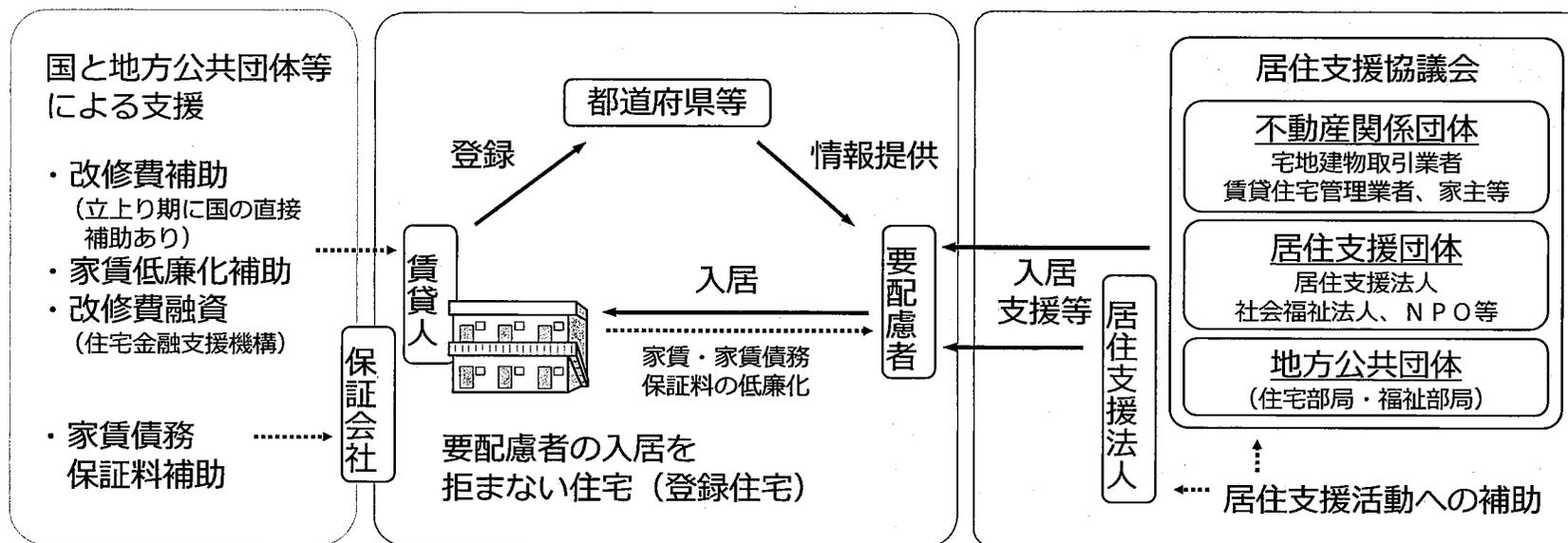
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 専用住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
(公益社団法人・財団法人を含む)
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

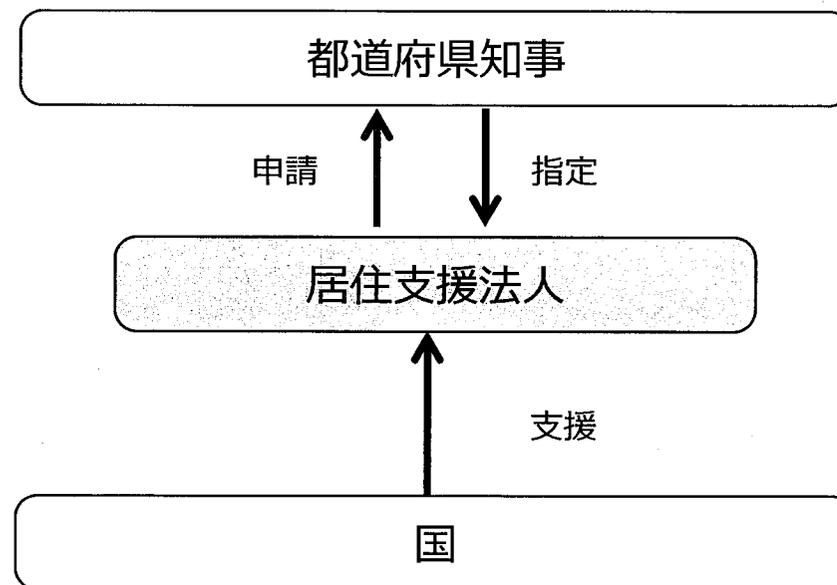
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る
情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務（上記①～④）に係る活動に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円）。
- [H31年度予算] 重層的住宅セーフティネット構築支援事業（9.3億円）の内数
※応募要件など詳細については「応募要領」をご覧ください。

【制度スキーム】



居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会*を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

概要

* 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

(1) 設立状況 85協議会が設立 (R1年5月31日時点)

- 都道府県 (全都道府県)
 - 区市町 (38市区町)
- 北海道本別町、横手市、鶴岡市、千葉市、船橋市、千代田区、文京区、台東区、江東区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、練馬区、世田谷区、江戸川区、八王子市、調布市、日野市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、名古屋市、京都市、宇治市、豊中市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

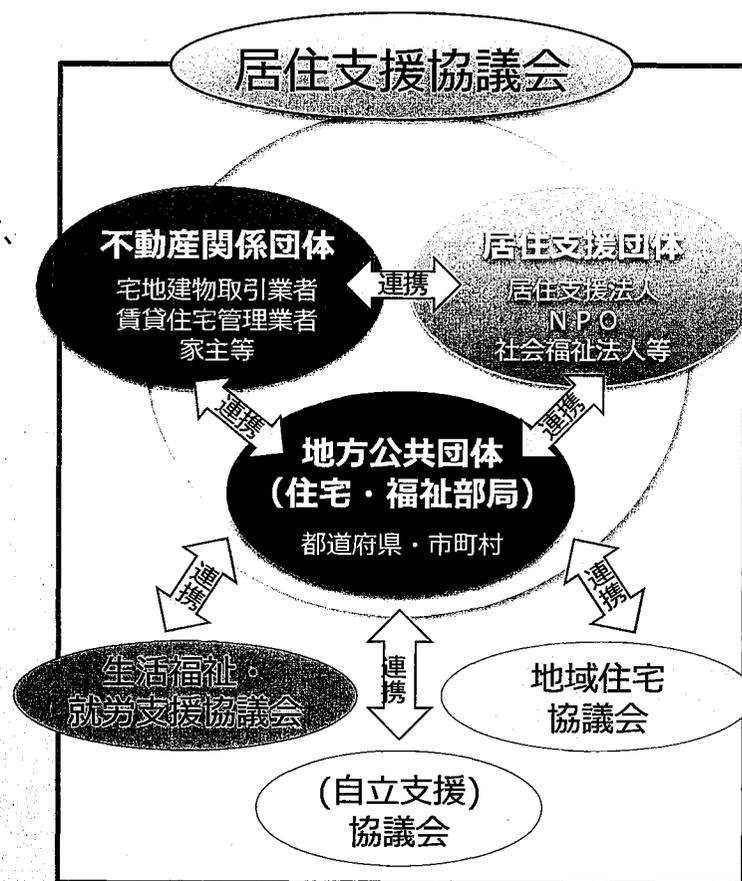
- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
(住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

[H31年度予算]

重層的住宅セーフティネット構築支援事業 (9.3億円) の内数



居住支援の全体像

国のみならず自治体においても、福祉・住宅部局間での情報共有・連携強化を図るとともに、以下に記載している居住に係るハード・ソフトの両施策を一体的に実施するなどにより、居住に困難を抱える者へ必要な支援が届くよう取り組んでいく。

ソフト面の支援例

【高齢者の安心な住まいの確保に資する事業】

空き家等の民間賃貸住宅や集合住宅等に入居する高齢者を対象に、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。 ※地域支援事業の1メニュー

【生活困窮者地域居住支援事業】

シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による見守りなど居住を安定して継続するための支援や入居に当たったの支援、情報収集や担い手開拓等の環境整備を行う。 ※平成31年度から困窮法の一時的な生活支援事業として実施。

【自立生活援助】

障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した障害者等に対し、地域生活支援員が定期的な居宅訪問等により日常生活における課題を把握し、必要な助言や関係機関との連絡調整を行う。

※障害者総合支援法に基づくサービス(平成30年4月1日施行)

【社会的養護自立支援事業等】

里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を受けていた者に対して、必要に応じて措置解除後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住するための支援などを提供するとともに、生活・就労相談や、賃貸住宅の賃借時等に身元保証を行う。

ハード面の支援例

【新たな住宅セーフティネット制度】

高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者などの住宅確保要配慮者に対し、民間の空き家・空き室を活用した入居を拒まない賃貸住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅)の供給を促進する。併せて、専用住宅の改修費や家賃低廉化等への支援や、入居相談や見守りなどの生活支援を行う居住支援協議会や居住支援法人への活動支援等を行う。

(参考)居住支援を行う団体の事例

子育て(ひとり親)

○NPO法人 リトルワズ(東京)

- ・NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設し、空き家とひとり親世帯とのマッチング
- ・学校の届出等の手続き支援、各種助成制度の活用支援

障害者

○NPO法人 おかやま入居支援センター(岡山)

- ・障害者等の入居支援に向け、医療・福祉・法律・不動産等の専門家が連携するネットワークにより、住宅の提供や個別状況に応じた入居後のサポート

高齢者

○一般社団法人あんしん住まいサッポロ(札幌)

- ・民間の高齢者向け住宅の情報提供と住み替え相談窓口を設置。

○NPO法人 高齢者支援センター(徳島)

- ・高齢者等の住み替え相談等を実施。綿密なヒアリングにより要望に合う賃貸住宅をマッチング。

若中年単身

○TOKYOチャレンジネット(東京)

- ・住居を失い、インターネットカフェ等で寝泊まりして就労する者を対象とした相談窓口を設置。
- ・民間賃貸住宅の情報提供、保証会社を利用したサポート等を実施。必要に応じて、民間アパートを一時住宅として提供。住宅資金等の無利子貸し付けを実施。
- ・住宅だけでなく、生活全般や健康相談、法律相談にも対応。
- ・仕事紹介、資格取得支援、履歴書添削、面接指導など、就労面でのサポートも実施。

外国人

○NPO法人 外国人住まいサポートセンター(神奈川)

- ・多言語対応の住宅借り方マニュアル等のパンフレット作成
- ・司法書士や弁護士等によるトラブル時の相談窓口の設置

生活困窮者

○NPO法人 抱樸(旧北九州ホームレス支援機構))(北九州)

- ・入居費・生活費の支援、最低限の家財確保等、賃貸住宅へ入居するホームレスの自立支援

○NPO法人 自立支援センターふるさとの会(東京)

- ・路上生活者等に対して、宿泊所の提供、日常生活支援、就労支援、退所後のアフターケア等を実施。

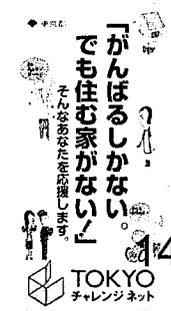
住宅相談

物件情報
保証人
賃貸契約
一時住宅



住まいの充実を、
情報・資金面から応援

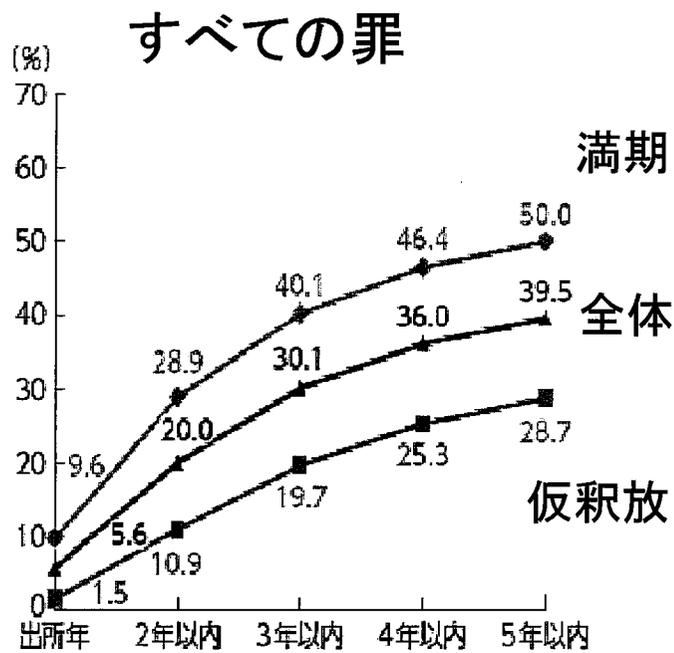
民間の賃貸物件について情報を提供したり、賃貸借契約について、保証人がいない方には保証会社を利用した住居確保等のサポートを行います。なお、対象となる賃貸物件は、TOKYOチャレンジネットが承認したものに限りです。また、利用基準に適合すると、TOKYOチャレンジネットが借りている民間アパート等を一時住宅として一定期間利用できます。



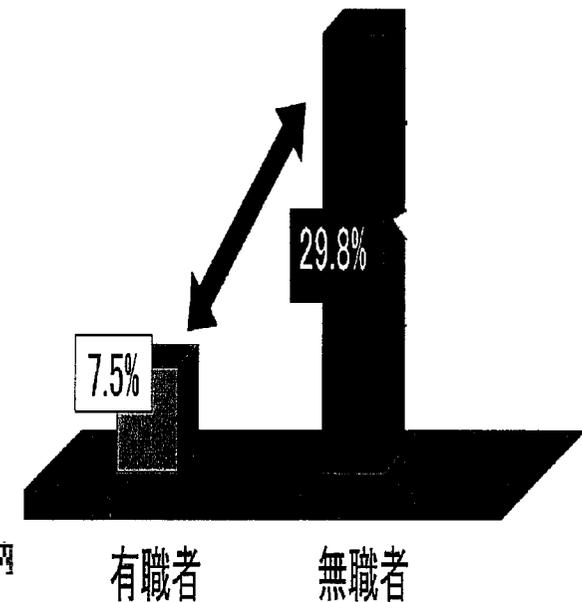
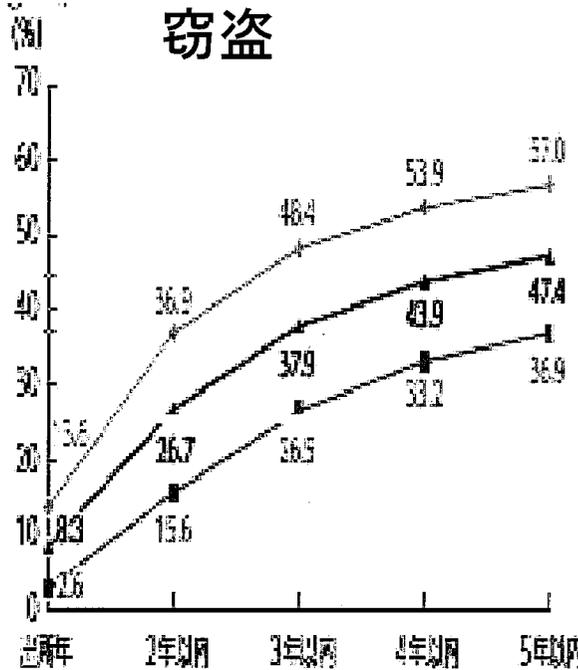
- 出雲での出来事
 - 「もう1軒建てましょうか」
- 虐待を受けた子どもたち
 - 「すべてを捨てる」
 - 児童福祉につながらなかった子どもたちも
- 刑務所出所者
 - 居場所と出番で変わる再犯率
- 施設より自分の住まい

居場所と出番が必要

満期・仮釈放別再犯率



職業の有無別再犯率 (5年以内)



- 注: 1 どちらも刑務所出所者全体の統計で、知的障害者に限定してはいない
 2 仮釈放は悔悟の情、更生の意欲等と併せて、引受人・帰住予定地等の出所後の環境が整っていることが必要

(犯罪白書等による)

困窮者の共通点

- 複数の課題が重なっている
- 社会から孤立している

「4つの基本的視点」と「3つの支援のかたち」

4つの基本的視点

○自立と尊厳

すべての生活困窮者の社会的経済的な自立を実現するための支援は、生活困窮者一人一人の尊厳と主体性を重んじたものでなければならない。人々の内面からわき起こる意欲や幸福追求に向けた想いは、生活支援が依拠すべき最大のよりどころであり、こうした意欲や想いに寄り添ってこそ効果的な支援がすすめられる。

○つながりの再構築

生活困窮者が孤立化し自分に価値を見出せないでいる限り、主体的な参加へ向かうことは難しい。一人一人が社会とのつながりを強め周囲から承認されているという実感を得ることができることは、自立に向けて足を踏み出すための条件である。新たな生活支援体系は、地域社会の住民をはじめとする様々な人々と資源を束ね、孤立している人々が地域社会の一員として尊ばれ、多様なつながりを再生・創造できることを目指す。そのつながりこそ人々の主体的な参加を可能にし、その基盤となる。

○子ども・若者の未来

生活困窮の結果、子どもたちが深く傷つき、若者たちが自らの努力では如何ともしがたい壁の前で人生をあきらめることがあってはならない。それはこの国の未来を開く力を大きく損なうことになる。生活支援体系は、次世代が可能なかぎり公平な条件で人生のスタートを切ることができるように、その条件形成を目指す。

○信頼による支え合い

新しい生活支援の体系は、自立を支え合う仕組みであり、社会の協力で自助を可能にする制度である。したがってここでは、まず制度に対する国民の信頼が不可欠となる。制度に対する国民の信頼を強めるため、生活保護制度についての情報を広く提供し理解を広げつつ、信頼を損なうような制度運用の実態があればこれを是正していく必要がある。

3つの支援のかたち

○包括的・個別的な支援

尊厳ある自立に向けた支援は、心身の不調、知識や技能の欠落、家族の問題、家計の破綻、将来展望の喪失など、多様な問題群に包括的に対処すべきものである。いわゆる縦割り行政を超えて、地域において多様なサービスが連携し、できる限り一括して提供される条件が必要である。他方において、自立を困難にしている要因群は、その人ごとに異なったかたちで複合している。生活困窮者それぞれの事情や想いに寄り添いつつ、問題の打開を図る個別的な支援をおこなうべきである。

○早期的・継続的な支援

職を失うなどして生活困窮に陥り、社会とのつながりを弱めた時、できるだけ早期に対処することが支援の効果を高める。生活困窮者が、引きこもりなどで地域社会から見えにくくなったり、窓口相談にやってくる気力を失っていたりすることもふまえて、訪問型も含めた早期対応が図られることが大切である。

○分権的・創造的な支援

個々人の事情と段階に応じ、想いに寄り添った支援は、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPOや社会貢献の観点から事業を実施する民間企業などのいわゆる社会的企業、民生委員・児童委員その他様々なインフォーマルな支援組織など、民間の柔軟で多様な取組が活かされ、国や自治体がこれをしっかり支えることで可能になる。すでに地域ごとに多様な民間団体が活動を展開しており、その達成は新たな生活支援体系においても継承されていくべきである。

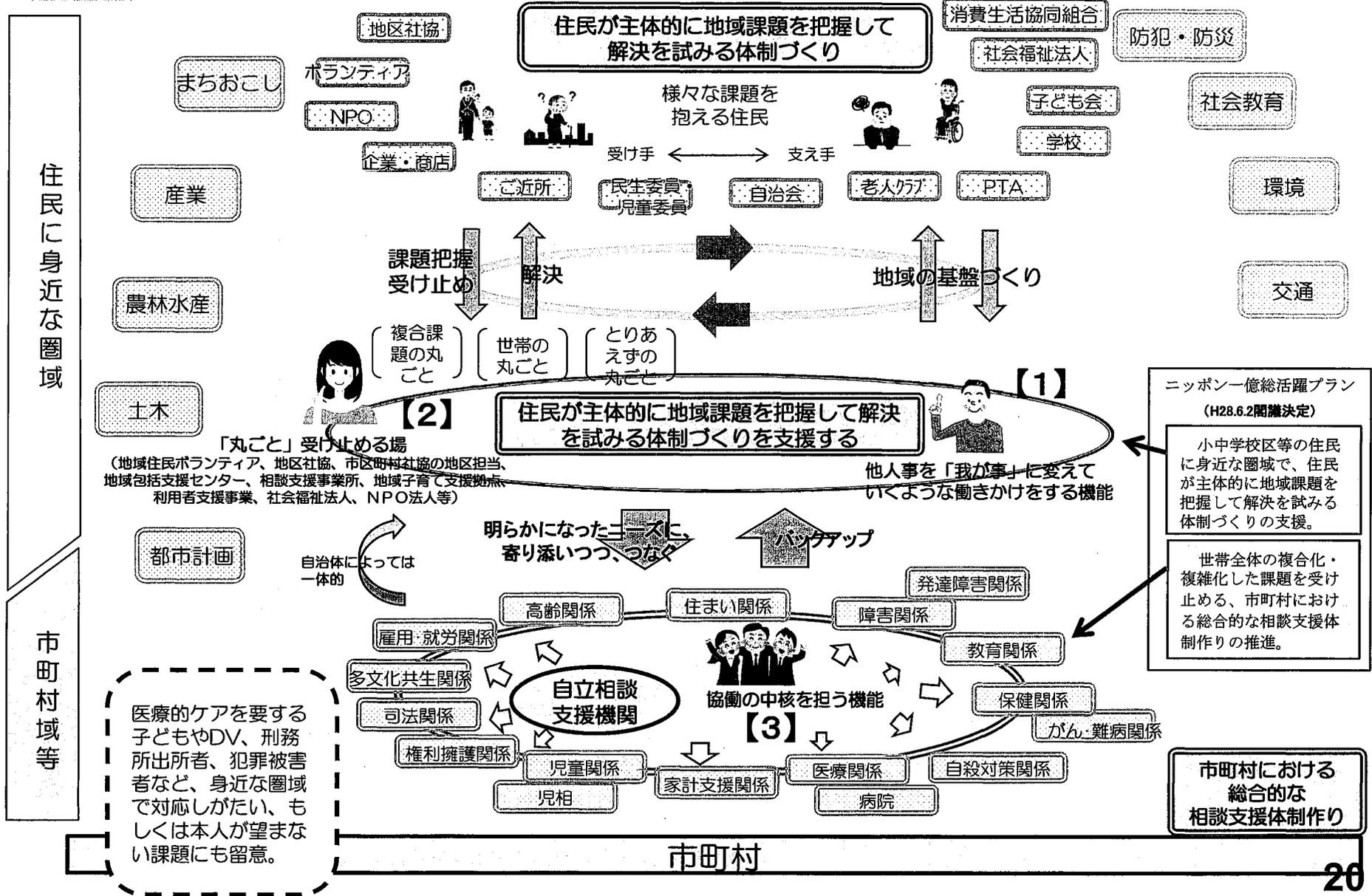
困窮者の支援のためには

- 「居場所」が決まる
- どの自治体の福祉を使うか
- 地域にある社会資源は何か
- 足りないものは何か

→住まいはケーキの「スポンジ台」

参考

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



再犯の防止等の推進に関する法律

(平成28年12月14日)

目的(第1条)

この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念(第3条)

1 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

連携、情報の提供等(第5条)

- 1 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。**
- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。**
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。**
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。**

国等の責務(第4条)

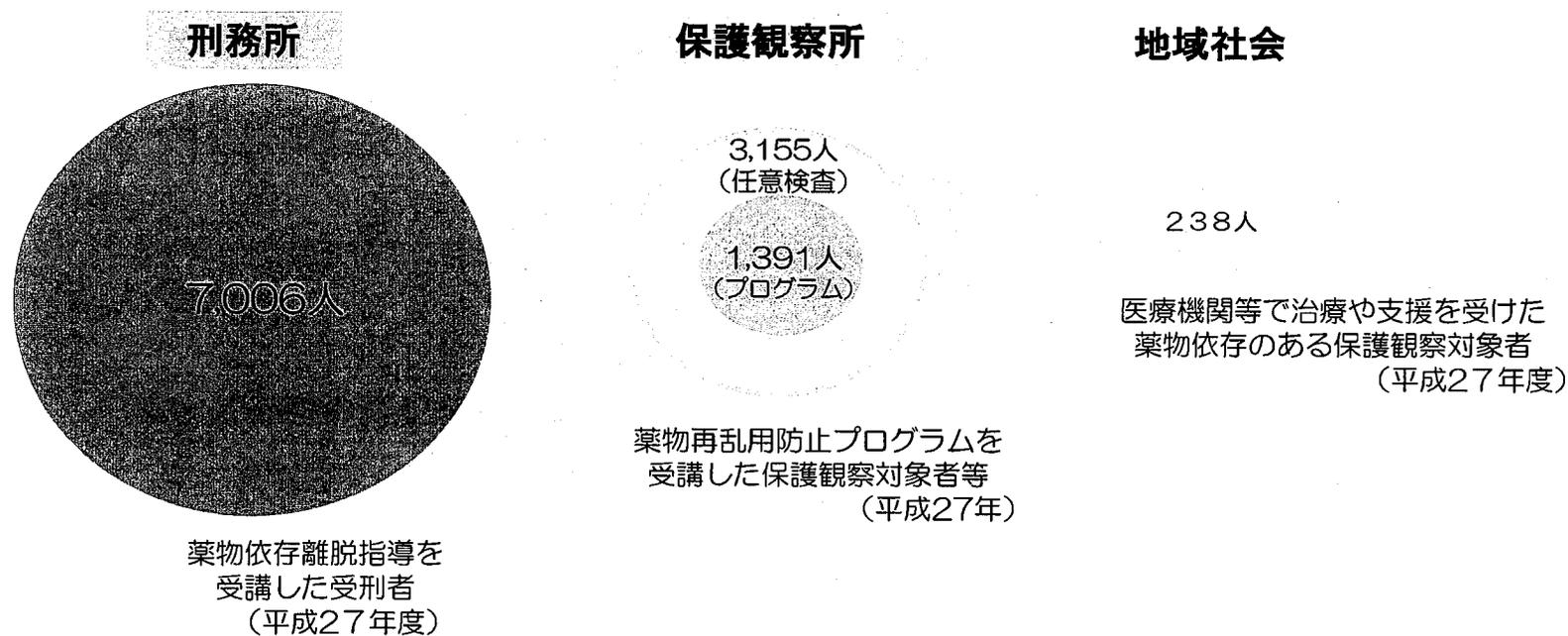
1 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

→再犯防止推進計画の策定

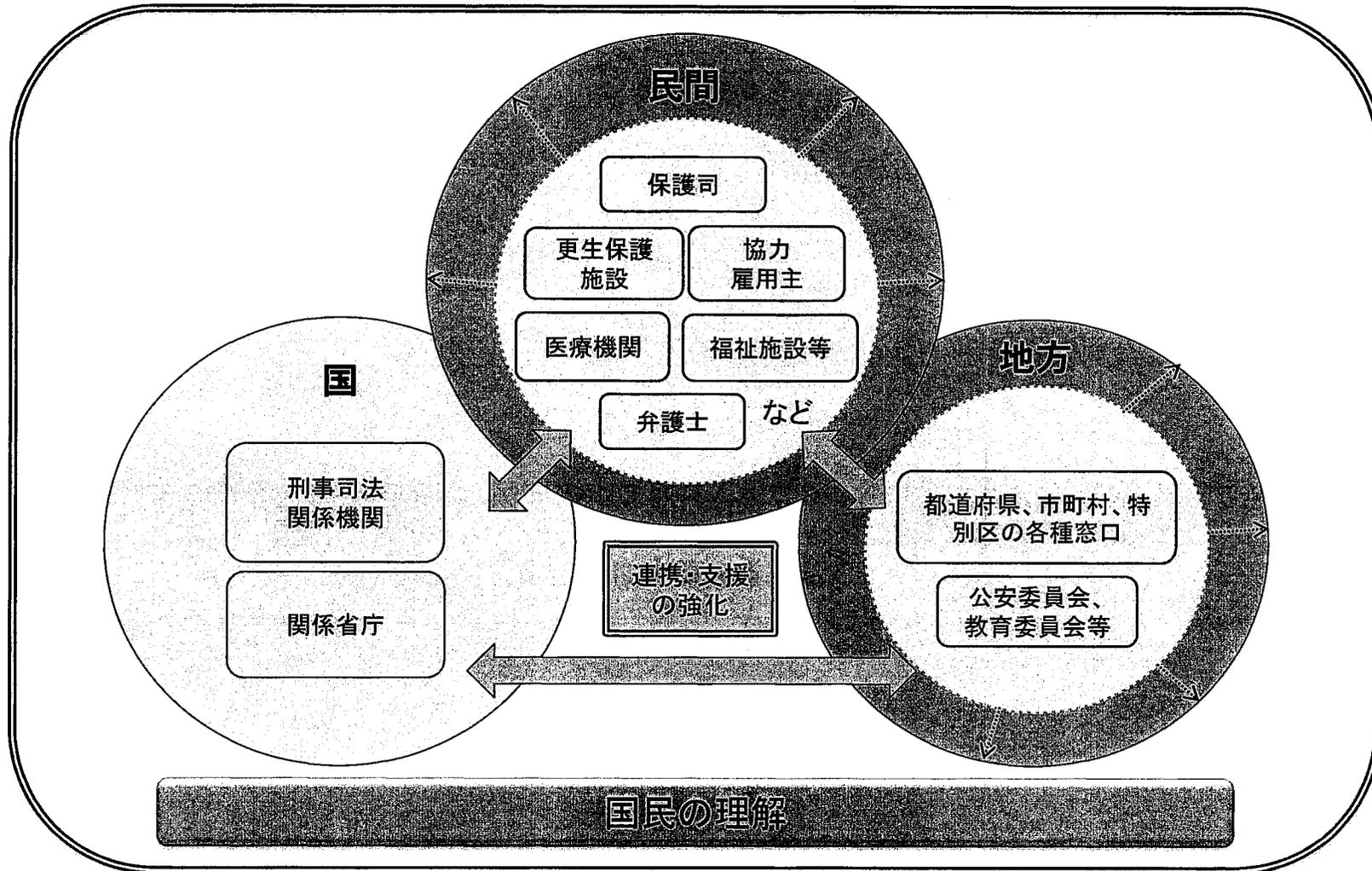
2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

→国の計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定める努力義務

薬物依存者の再犯を防止する上で、刑務所・保護観察所・地域社会の各段階で、
一貫した支援を行うことが課題



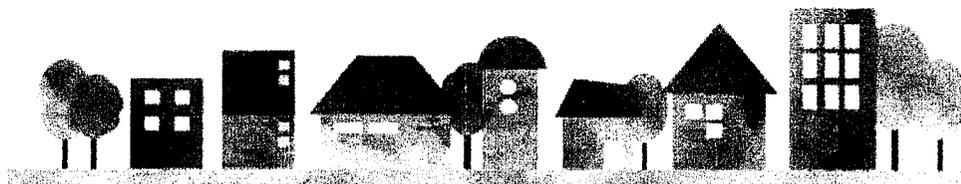
これまでの再犯防止施策は、民間の力を取り入れながら、国が中心となって推進してきたが、
 今後は、国民の理解を土台とし、国・地方・民間とがこれまで以上に連携しながら、
 総合的に施策を推進していく



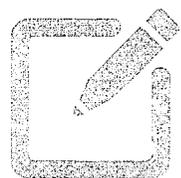


一般社団法人 全国居住支援法人協議会の設立

一般社団法人 全国居住支援法人協議会(以下、全居協)は、全国で居住確保が困難な生活困窮者向けの事業を実施する団体等の相互の交流と研鑽の機会を提供し、国土交通省（住宅セーフティネット制度）および厚生労働省（生活困窮者自立支援制度）が横断的に連携できる枠組みを構築する協議会として、設立されました。



全居協の主な事業内容



研修会の実施
(事業・人材育成)

主な事業

**居住支援法人
設立支援**



情報提供

(関連情報、先進事例の紹介)



**住宅確保要
配慮者向け相談**
(居住支援法人への紹介)

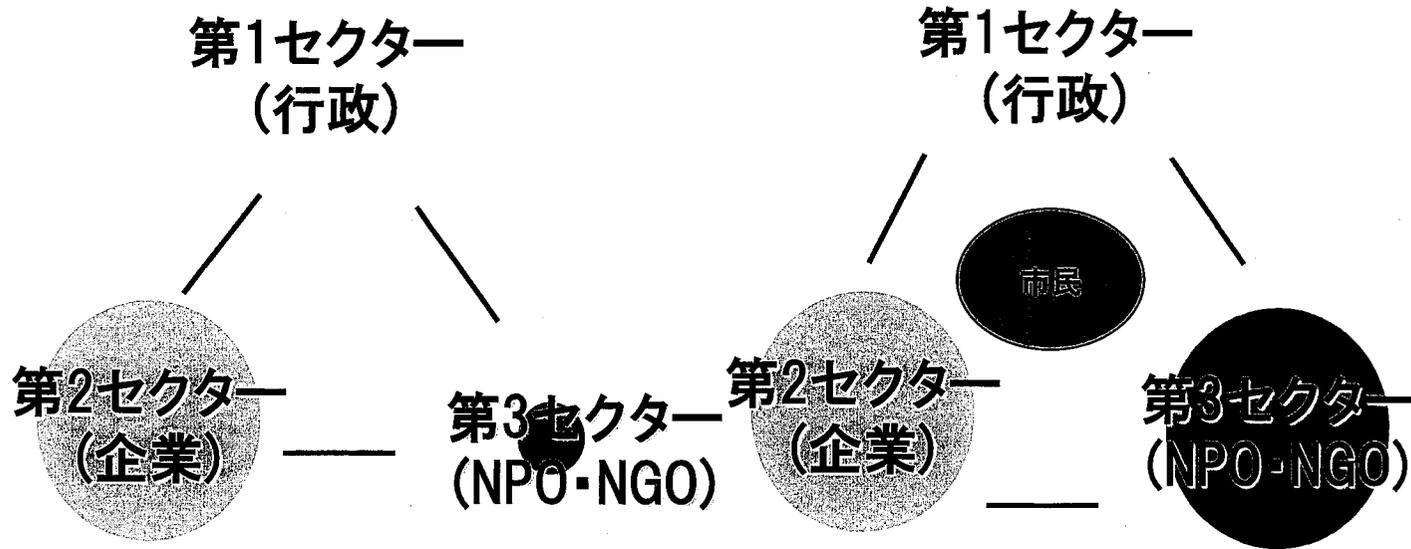
政府への提言



交流と研鑽、横断的な連携で
居住支援法人の発展を支えます。

社会システムの変化

行政依存型社会  市民自立型社会



◆シンポジウム

テーマ

『住まい・仕事・生活で支える再犯防止の地域づくり』

シンポジスト：

野口 義弘 氏（福岡県協力雇用主会 会長）

小鉢 由美 氏（福岡県弁護士会北九州部会 弁護士）

高田 和久 氏（北九州マック 施設長）

青木 出 氏（厚生労働省 社会・援護局 総務課 課長補佐）

山田 耕司（特定非営利活動法人抱樸）

コーディネーター：

森松 長生（全国地域生活定着支援センター協議会 副会長）

北九州マック概要

はじめに

マックの名称は1978年に東京の山谷地区に開設された三ノ輪マックに由来します。当時回復の見込みのなかったアルコール依存症者が次々に回復に向かったことから、家族や医療分野の方々から称賛の声が上がりました。当時その実績は、多くの関係者の理解を得るに至りました。以降、多方面から支えられマックの活動は全国に広がりました。なんと現在は、全国に17のマックがそれぞれの特徴を生かし、依存症からの回復に向けた活動を行っています。その流れの中で北九州マックは、2012年6月に現在の地に開設されました。

プログラム

① AA12ステップによる生き方（回復と成長）の基礎作り。② 地域の自助グループ（アノニマスグループ等）への橋渡し。③ 当事者文化（主なスタッフは回復途上の当事者）の中で行われる回復支援（プログラム提供）。④ 利用者に安心・安全を提供できる居場所機能。⑤ 日常生活や就労活動等の個別支援及びナイトケアとしての共同生活援助。

※ マックプログラムの原則は、一日3ミーティング（午前、午後の2回をマック内で行い、夜は地域の自助グループに仲間とともに参加）。→ 同じ問題を持った人たちとの分かち合いの中から、それぞれが依存対象を必要としない生き方を見出すことを目的とします。

相談業務(無料・年中無休)

アルコール・薬物・ギャンブル・ネット（ゲーム）・窃盗癖・買い物・性等の依存関連問題を持った方（当事者・家族・関係者）からの相談に対応（依存問題を有す触法者）。

相談件数：約300件/年（電話・来所・訪問）

会議及び年中行事等

- ・運営会議等：1回/月（毎月第二水曜日の18時30分～）＋支える会同時開催
- ・ケース会議：1回/週（毎週水曜の午後）支援状況を確認し情報の共有を図る
- ・感謝の集い：1回/年、ステップセミナー：1回/年、季刊誌(マックだより)発行：4回/年
- ・リカバリーパレードの運営

その他

- ・家族教室：1回/月（毎月第三木曜の18時～）

◇ 課題もあります…

① マックは医療機関ではないため、最近増えつつある重複障害の方が通所されるようになると対応に苦慮。② 依存関連疾患は多様化の時代となってきたが、依存対象や年齢層が広がっている現状で適切に対応できているのかという不安感。③ 女性の依存症者グループがなかなか定着しない。等々。

全国地域生活定着支援センター協議会
九州ブロック研修会シンポジウム

抱樸の居住支援 「住まい・暮らし」の一体支援

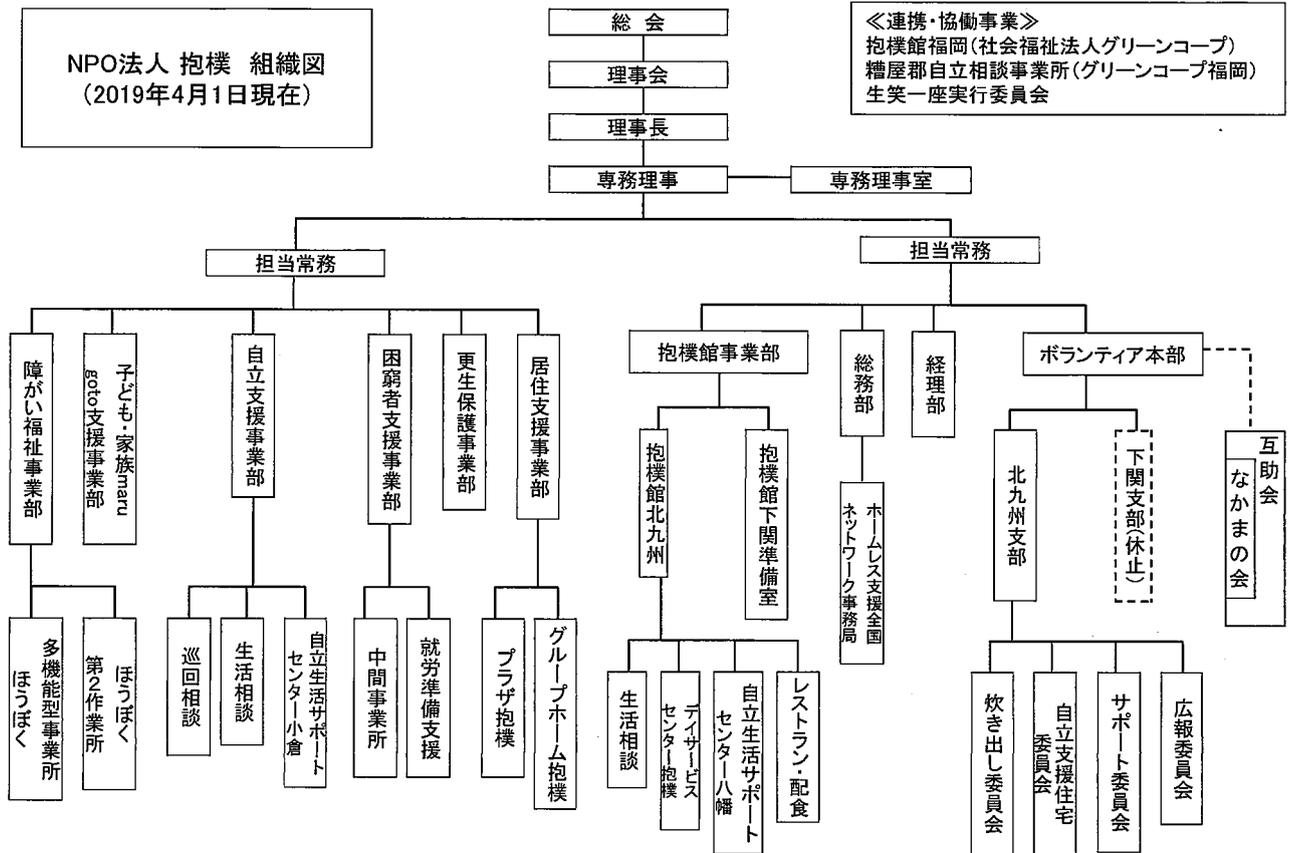


2020年1月17日
特定非営利活動法人 抱樸
山田耕司

NPO法人抱樸 概要

- ・1988年活動開始 32年目
 - ・ホームレス自立者 3400人(2019年3月)
 - ・自立達成率 92%(6ヶ月の自立プログラム)
 - ・生活継続率 90% ・就労自立率 57%
 - ・継続生活サポート 約2000名
 - ・北九州市・下関市・福岡市・中間市に拠点
 - ・有給職員104名(正規職員70名)
 - ・登録ボランティア約1500名
 - ・互助会 約280名(内当事者約160名)
- ※22部署により 包括的総合支援を実施

NPO法人 抱樸 組織図
(2019年4月1日現在)



3

抱樸とは？

① 樸のままを抱く

樸⇒荒木・原木 製材され整えられたら受け取る・・・手遅れ
原木がそのまま抱き止められること

「何で相談もっと早く相談しなかったの」

困窮者⇒相談しない

※困窮状態の自覚困難・ニーズの貧困

② 抱き止められた原木には可能性がある

杖となり、家具となり、役割を果たす

「何がしたいの？」困窮者⇒自分の可能性がわからない

社会的孤立・他者性の貧困⇒自己喪失 答えは、間にある

③ 原木であるゆえに刺々しくもある。時には傷つく。

絆は、傷を含むたとえ傷ついても抱いてくれる人がいるか？

傷の再分配＝社会は健全に傷つくための仕組み

抱樸⇒包摂型個別支援

ホームレス支援

当時のホームレス認識⇒飯無・宿無・仕事無(三無)

支援内容⇒炊出し・居宅・就労⇒しかし再野宿

しかし実態は……三つの無しに加え……

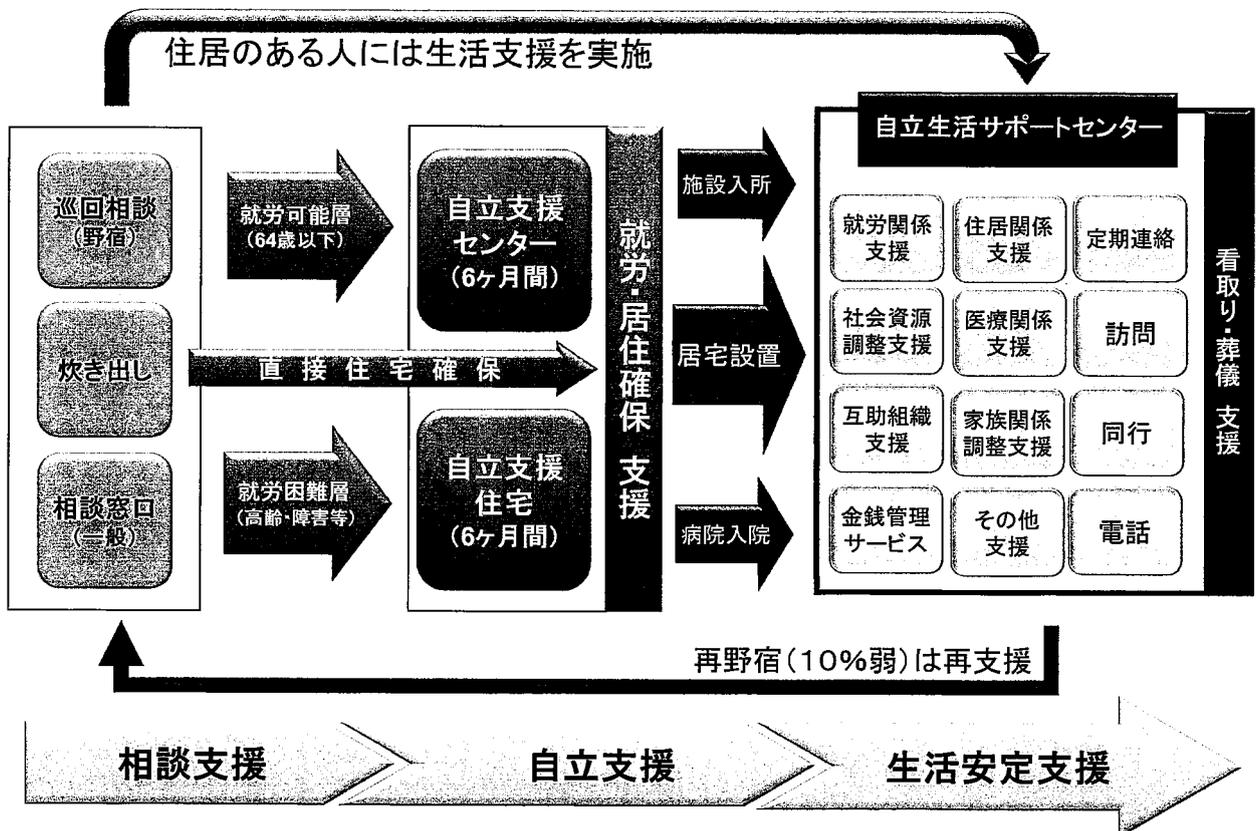
障がい(4割)多重債務(6割)、家族絶縁、刑余者、孤立、低学歴、虐待経験、貧困の世代連鎖

ホームレスという人は存在しない。

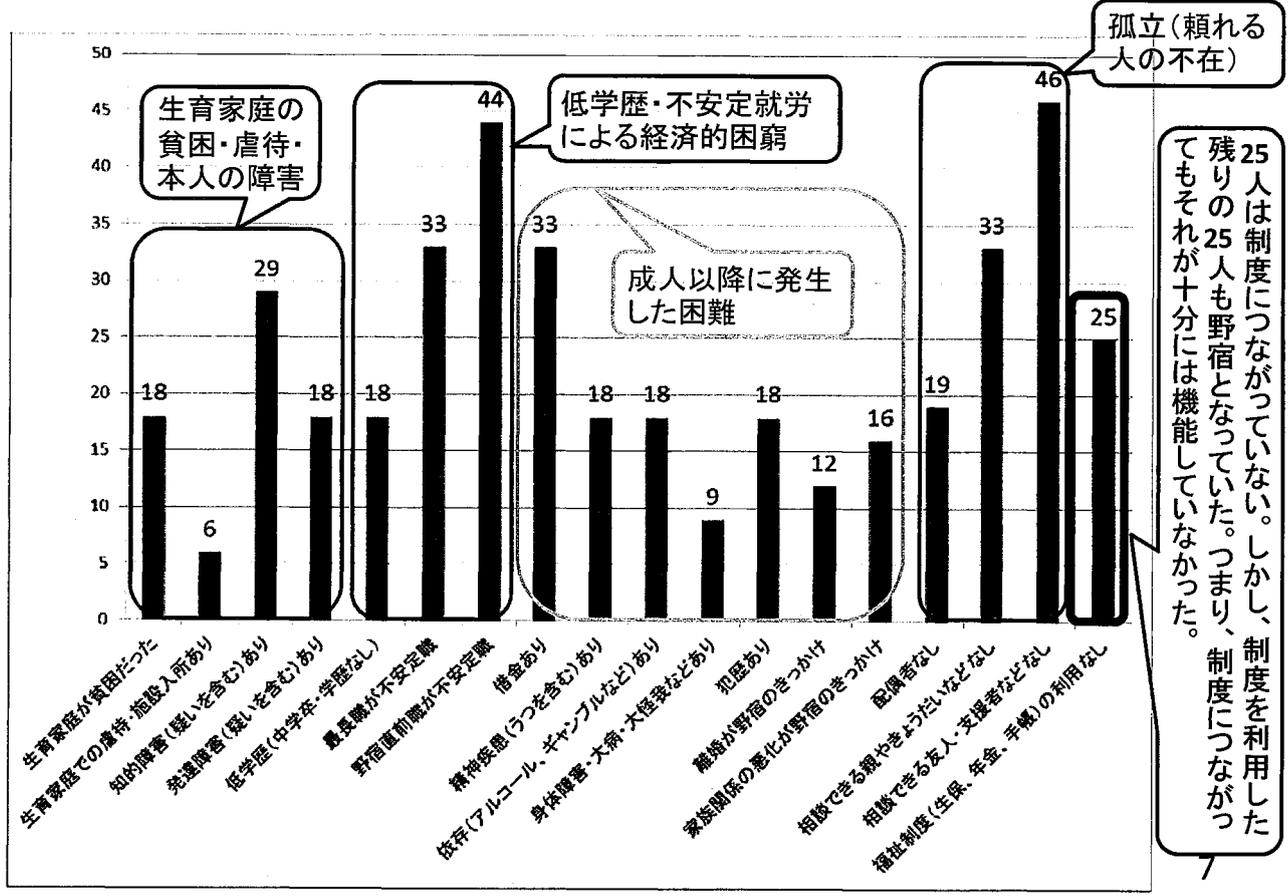
奥田さん、山田さん、山崎さんという名前のある個人
 伴走型支援⇒人を属性で見ない。「個人」として支援
 個人の中に複合的問題が存在。個別プラン原則

伴走型支援⇒人生支援=徹底した個別支援

抱樸の支援システム



野宿危険要因 (50人が抱えていた各要因の数)



そもそもの原点 ハウスレスとホームレス

経済的困窮(ハウスレス)

社会的孤立(ホームレス)

伴走型支援の方向性

⇒参加と自立

従来⇒自立した者が社会に参加できる

しかし・・・参加は、自立の前提

社会参加型の就労訓練支援が必要！

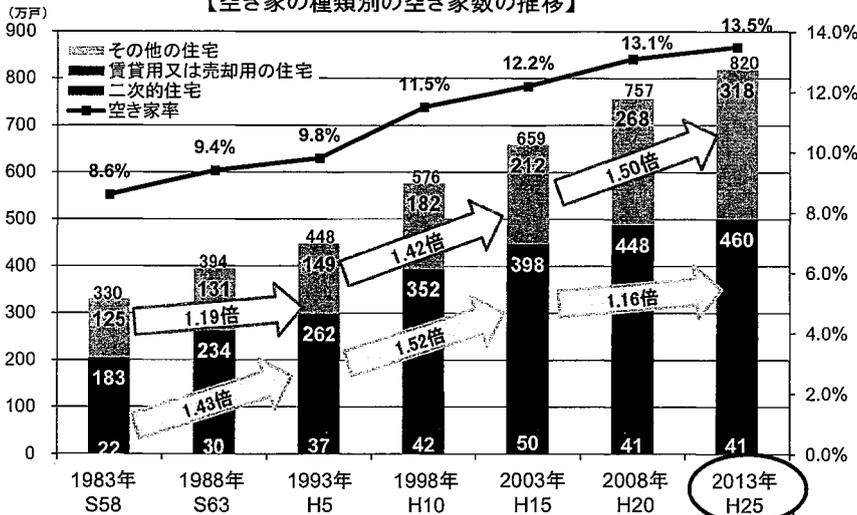
人口減少・空き家の増加

しかし、住宅確保困難者も増加

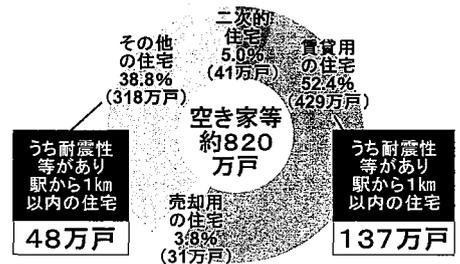
○空き家・空き室が多く存在し、今後も増加の見込み

○活用可能と推計される空き家は、賃貸用137万戸、その他48万戸

【空き家の種類別の空き家数の推移】



【空き家の種類別内訳】



出典：平成25年度住宅・土地統計調査(総務省)

出典：住宅・土地統計調査(総務省)

[空き家の種類]

二次的住宅：別荘及びその他(たまに寝泊まりする人がいる住宅)

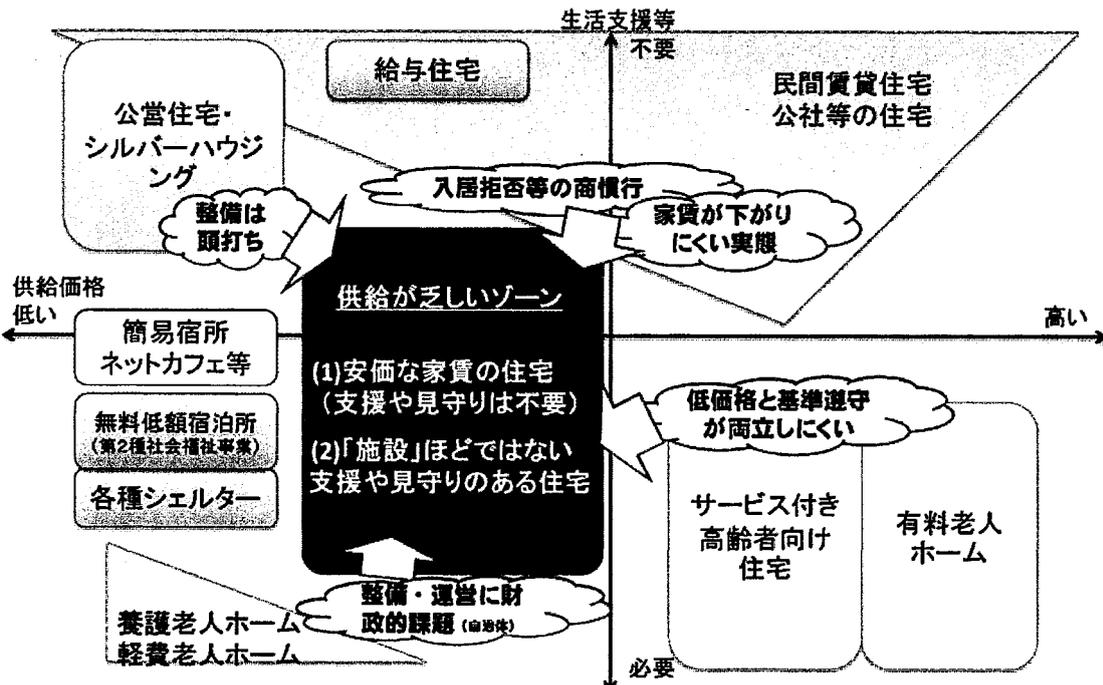
賃貸用又は売却用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅：上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

居住に関する資源を巡る課題

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会(第4回)(H28.12.1)」資料

平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書(株式会社野村総合研究所)より



住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策(見取り図)(案)

住宅確保要配慮者等に対する効果的な居住支援の実現に向けては、①居住支援協議会が関係者の連携ネットワークを構築しつつ、②ハード面の供給、③連帯保証人・緊急連絡先の確保、④入居支援等、⑤生活支援の提供、の5本柱で進めていくことが必要。

対象者 支援施策	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親・多子世帯)	DV被害者	児童養護施設 退所者
関係者の連携	居住支援協議会(基礎自治体レベルの活動の充実)★					
ハード面の供給	保護施設★ 無料低額宿泊所等	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム▲ 養護老人ホーム★ 有料老人ホーム★ サービス付き高齢者向け住宅	障害者グループホーム (共同生活援助を行う場)▲ (※2) 福祉ホーム★		婦人保護施設● 婦人相談所一時保護施設● 母子生活支援施設★	
	公的賃貸住宅(公営住宅・地域優良賃貸住宅等)★ 民間賃貸住宅(新たな住宅セーフティネット制度):①登録住宅(入居拒否しない住宅)★、②専用住宅(改修費補助・低所得者の家賃低廉化)★【新設】(※1) 居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度):①居住支援法人による家賃債務保証●、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)					
連帯保証人・緊急 連絡先の確保	家賃債務保証会社(民間):①一定の要件を満たす家賃債務保証会社を登録★、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)				社会的養護自立支援事業(仮称)★ (ひとり親及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る)	
入居支援等 (相談、住宅情報、契約サポート、コーディネート等)	居住支援協議会★、居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度)【新設】●(※1)					
	生活困窮者自立支援制度(居住支援)★					
生活支援 の提供	居住の安定確保支援事業 (生活保護受給者)★ 保護施設★ 一部の無料低額宿泊所等	地域支援事業▲ (高齢者の安心な住まいの確保に資する事業) 介護予防・日常生活支援総合事業▲ 介護保険サービス▲	地域移行支援▲ 地域生活支援事業 (居住サポート事業等)★ 障害福祉サービス等 (居宅介護・地域定着支援等)▲	母子・父子自立支援員★ ひとり親家庭等 日常生活支援事業★ ひとり親家庭等 生活向上事業★	婦人保護事業★	社会的養護自立支援事業(仮称)★ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業●
	日常生活自立支援事業					

(※1) 新たな住宅セーフティネット制度については、関連法案を平成29年2月3日に閣議決定
 (※2) 課題である障害者の高齢化・重度化に対応するため、重度障害者に対応したグループホームを創設予定(H30年度～)
 (※3) 高齢者向けの施策として、上記のほか「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」により、①住まいの確保支援、②入居支援及び生活支援を実施(H20～)

【施策】	【実際の措置等】
国交省	国
厚労省	都道府県、市町村
共 管	都道府県 市町村

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

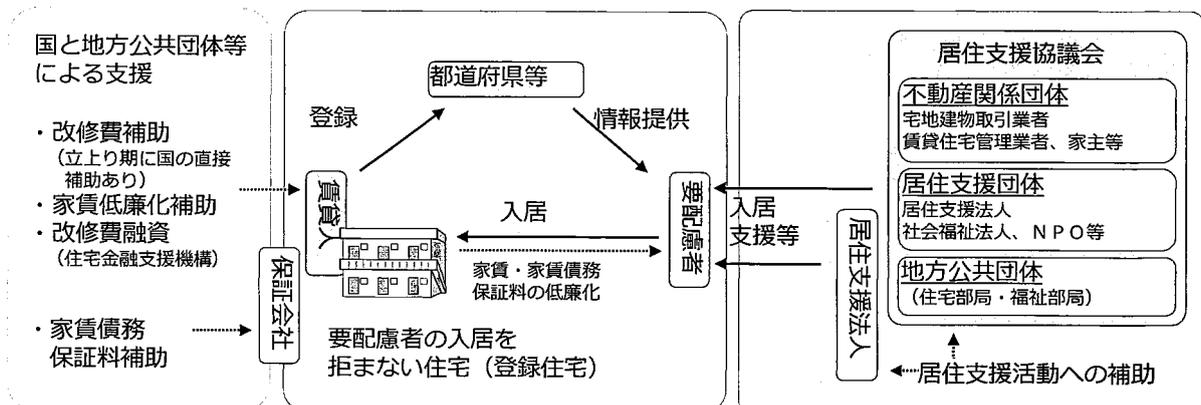
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律(平成29年4月26日公布 10月25日施行)

① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



抱樸の総合型居住支援

①「住まい」と「暮らし」の一体化

②「間」の概念・・・制度外

☞ 従来「施設か居住か」

☞ 支援付き住居(制度外)

☞ ごちゃませ・誰でも利用可能

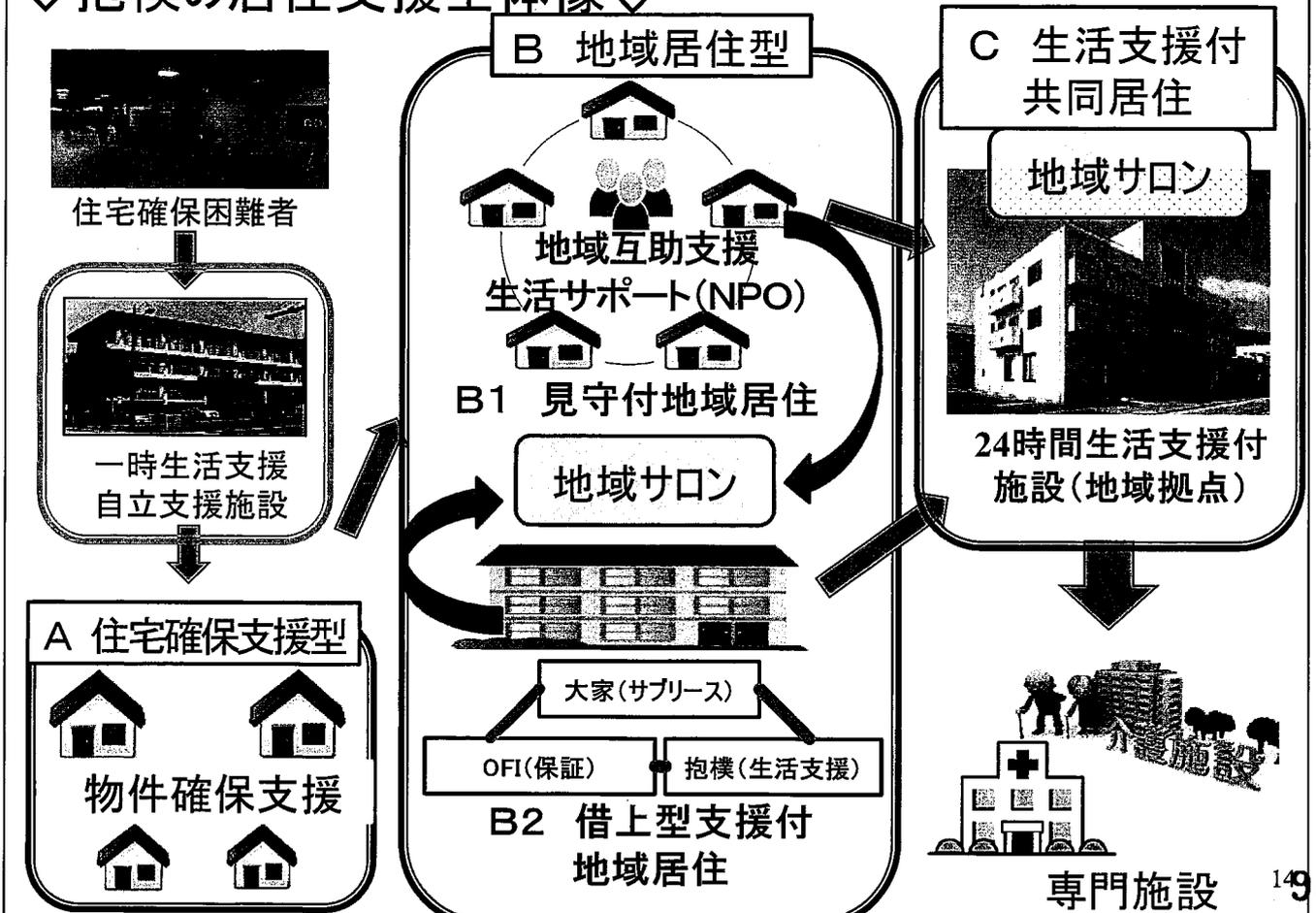
③「互助」・家族機能の社会化

④「事業モデル化」

☞ 持続可能性

⑤解決型＋伴走型支援

◇抱樸の居住支援全体像◇



高齢単身者の抱える問題—「住宅確保困難」

住宅確保が困難な理由

☞ 不動産オーナーの拒否感情

その理由

- ① 経済的に不安定(低年金等の問題)
- ② 保証人が確保できない
- ③ 見守りが無い(生活支援)
- ④ 社会的孤立(孤独死の恐れ)
- ⑤ 死後事務(葬儀含む)を担当する人がいない

65歳以上の単身世帯 624万世帯(2015年)

居住支援法人抱樸の7つの事業

第一事業 相談事業

☞ 総合的相談窓口であること

☞ 居住だけに困っている人はほぼいない。

第二事業 物件確保事業

第三事業 債務保証事業

第四事業 入居支援・マッチング事業

第五事業 総合的生活支援事業

第六事業 共生地域連携事業

第七事業 看取り・葬儀支援事業

第一事業 相談事業

- ①毎週火曜日 午後 定例相談
- ②炊き出し時のよろず相談
- ③NPO抱樸生活困窮者自立支援法
自立相談事業窓口
- ④NPO各事業所からリファー
- ⑤生活保護課等からのリファー
- ⑥その他地域資源(包括・児相など)

17

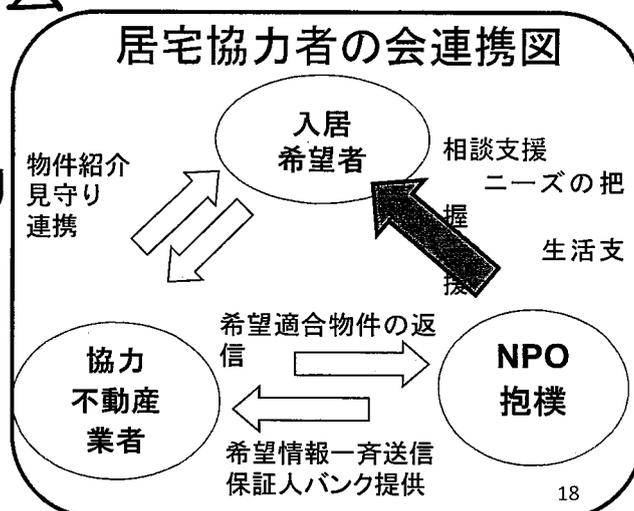
第二事業 物件確保

一般不動産市場における物件確保
⇒空き家バンクよりも有効

自立支援居宅協力者の会
北九州・福岡で53社

NPOと不動産業者による見守り

- ①ニーズに合わせた物件
- ②不動産業者による見守り
⇒家賃滞納の早期発見
- ③NPOによるサポート



18

第三事業 債務保証事業

審査で落とさない・生活支援付き保障

「債務保証会社」と「NPO抱樸」による生活支援付保証事業

目的

住宅確保要配慮者(生活困窮者)の居住喪失を防ぐため

抱樸と債務保証会社が連携し、生活保障と家賃保証の新しい枠組みをつくる

対象

従来、オーナー・不動産会社のリスクを理由に入居拒否される層

家賃債務保証会社の審査が通らない層

枠組み

■入居支援・保証人提供(債務保証会社:オリコフォレントインシュア)

⇒オーナー・不動産会社のリスク(滞納や原状回復リスク)を保証し、契約者の生活危機情報を早期にキャッチする事で生活支援につなげる

⇒月二回のオートコールにて安否確認。確認できなければ抱樸への連絡。

■見守りと生活支援(抱樸)

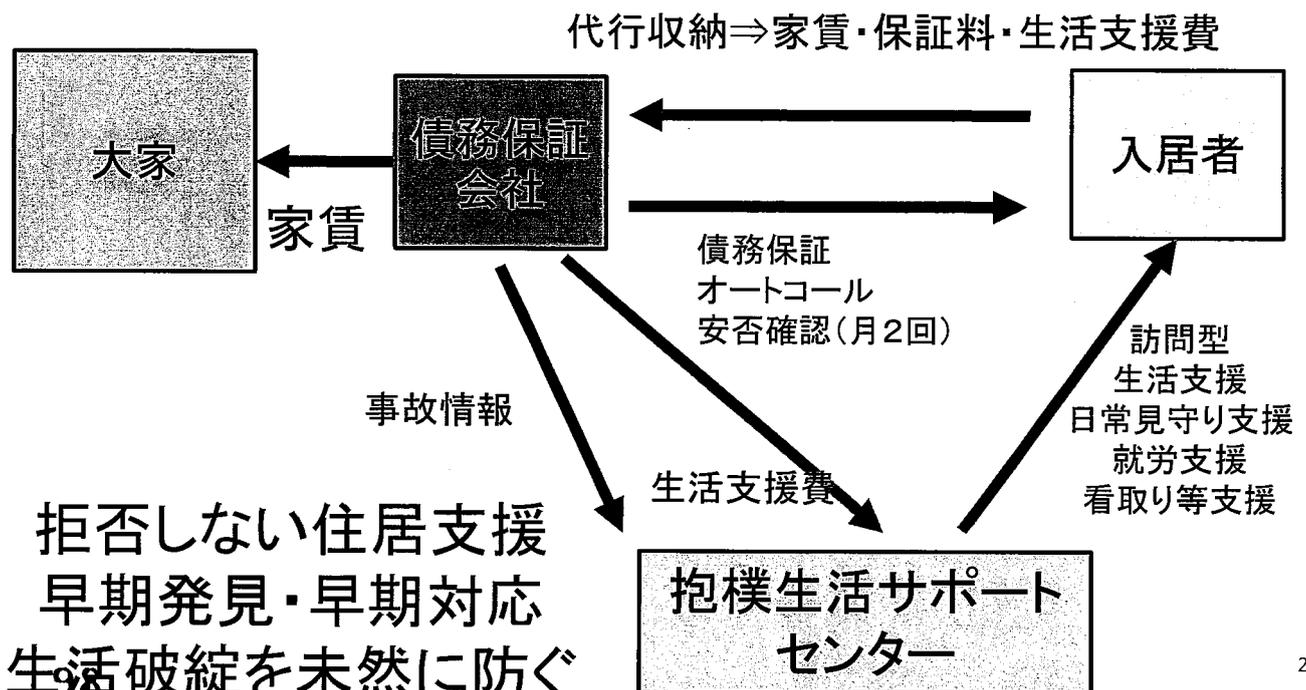
⇒契約者の相談、見守り、緊急対応を行い、安定的な日常生活へ立て直しを伴走する

■費用
 保証会社…初回1カ月分 毎月収納する金額の1%の保証料
 抱樸………毎月2000円(税抜) の生活支援費

19

今回の事業モデル

保護世帯の場合
北九州市代理納付



20

第四事業—入居支援・マッチング支援

2018年度居宅支援実績

	センター	支援住宅	定着	就労	子ども	居住	巡回	中間	サポ	合計
居宅相談人数	68	7	73	0	3	21	169	78	68	487
入居件数	58	6	18	0	1	4	109	19	34	249
民間	35	1	1		1		33	9	8	88
サブリース	14					4	4	1	1	24
抱樸館北九州	1	2					1			4
抱樸シェルター							10			10
高齢者向け住宅										0
GH	3	1	1				1		9	15
その他施設	5	2	16				60	9	16	108

居宅相談件数 487件(名)

入居件数 249件 ※内訳は福岡県の調査項目に準ずる

21

第五事業—総合的生活支援

NPO「自立生活サポートセンター」の直接支援メニュー

①就労支援・定着支援
2017年度離職者47名、再就職者37名
職場との連携・・・無断欠勤時の訪問確認

②住居支援
相談対応 近隣トラブル対応
大家や管理会社との連携
転居支援・・・転居78名の支援

③福祉事務所等の連携による支援
保護CWとの協働

④健康・保険支援
健康状況の把握と助言。
受診同行、服薬管理、病院との情報共有

⑤親族・地域との交流支援
親族との連絡、再会支援
地域住民(民生委員含む)との交流支援

⑥他法活用による支援
年金の受給申請、雇用保険、傷病手当申請
障がい者手帳の取得支援

⑦法律・人権支援その他
債務の法律相談、逮捕拘留時の弁護士連携
(定着支援センターとの連携)

⑧定期訪問

データベース3ヶ月記載なし基準)

いつでも相談できる体制

買物同行 孤食防止・・・「お昼ご飯を一緒に支援」

⑨互助会連携

世話人会が、行事カレンダー等を毎月 訪問配布
葬儀は、互助会葬で実施

⑩看取り等支援

自立の5本柱

「自立した者は一人で死なない、一人で死なせい」

葬儀社連携、宗教の連携(葬儀、納骨)

(路上7割、自立後5割で無縁仏)

⑪金銭管理支援

アディクション対応(ギャンブルやアルコールなど)

本人同意前提で金銭管理実施

定期来所はケアのチャンス

自立支援法の「家計支援」とは違う

⇒後見人の手前を支援

昨年の年間対応件数15,137件 (454名)

日常的な金銭管理270名

(毎日3名、週3回7名、週2回26名、週1回78名、月3回35名、月2回38名、月1回26名、その他54名)

支援内容と支援実績

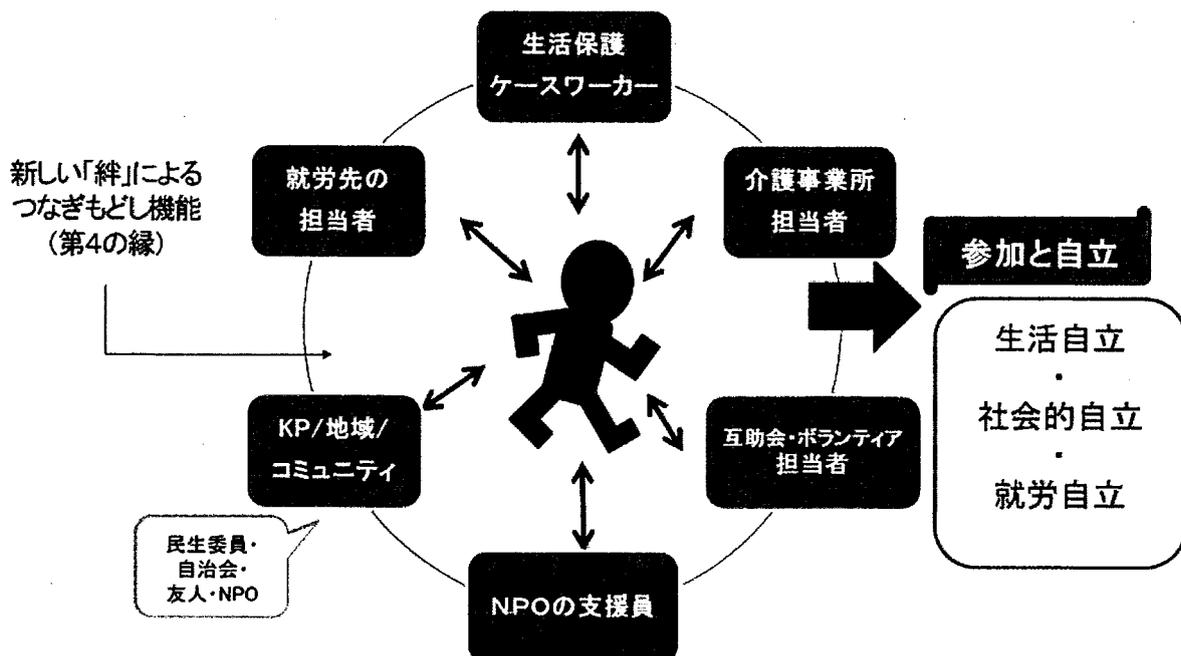
2018年度サポート延相談件数

2018年度 1-3月対応数および 年度総計	小倉(委託)計		小倉(委託外)計		八幡計		総計		
	相談 件数	実人数	相談 件数	実人数	相談 件数	実人数	相談 件数	実人数	
就労支援	今期	9	7	39	29	22	11	70	47
	総計	83	47	219	139	65	45	367	231
住居支援	今期	20	10	84	43	76	29	180	82
	総計	102	40	374	199	303	136	779	375
福祉事務所 等との連携 による支援	今期	59	23	180	106	108	62	347	191
	総計	272	98	818	455	538	260	1,628	813
健康・保健支援	今期	59	24	398	200	142	89	599	313
	総計	279	115	1,578	679	788	442	2,645	1,236
親族・地域 との交流支援	今期	1	1	43	26	41	26	85	53
	総計	15	13	131	90	96	52	242	155
他法活用 による支援	今期	1	1	15	10	6	4	22	15
	総計	8	7	42	33	49	35	99	75
人権支援 その他	今期	13	11	80	53	14	13	107	77
	総計	99	62	318	235	80	56	497	353
生活相談支援	今期	73	38	402	267	409	194	884	499
	総計	244	137	1,718	1,114	1,491	744	3,453	1,995
貴重品・ 金銭管理支援	今期	335	86	1,785	421	1,321	241	3,441	748
	総計	1,561	319	8,041	1,779	5,166	959	14,768	3,057
合 計	今期	570	201	3,026	1,155	2,139	669	5,735	2,025
	総計	2,663	838	13,239	4,723	8,576	2,729	24,478	8,290

第六事業 共生地域連携事業

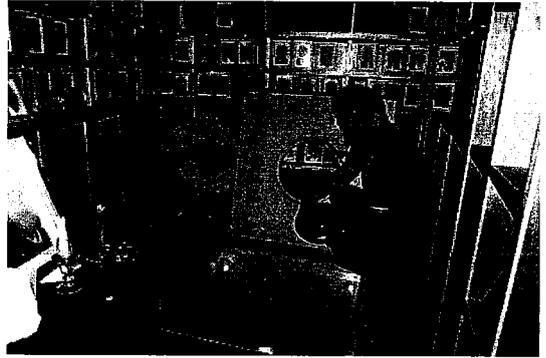
総合ケースカンファレンスの実施
地域の連携・ネットワークを構築

(随時開催・NPOサポートセンターが呼びかけ)



第七事業 看取り・葬儀支援事業

- ① サポートセンター 看取り
- ② ボランティア部お見舞い・看取り
- ③ サポートセンター死後事務
- ④ 互助会 互助会葬
- ⑤ 協力葬儀社(二社)
- ⑥ 互助会 家財処分
- ⑦ 東八幡キリスト教会納骨
- ⑧ 互助会 偲ぶ会開催



25

第七事業—地域互助事業(看取り・葬儀)

(支える・支えられる関係固定化の克服・・・参加と役割)

■「互助会」(なかまの会)

- ①誰でも入会可能 年会費6000円(月額500円)
- ②会員数280名(内当事者:自立者160名)
- ③世話人20名 見守り活動(定期訪問)
- ④年間行事 バス旅行、花見、新年会、誕生日会
- ⑤サロン 卓球(毎週)、カラオケ(毎週)、かふえ(毎週)
- ⑥看取りと葬儀 互助会葬・追悼集会・死後事務⇒大家の安心



■ボランティアセンター

- ①登録者数 1500人(市民+自立者)
- ②ボランティア派遣「お助け隊」地域の困りごと解決
- ③声かけボランティア(孤立防止)
- ④サロン活動 水曜カフェ実施 午後2時～4時
小倉地区 八幡地区 二か所(今後4カ所)
- ⑤手紙ボランティア(誕生日・見舞い・季節のあいさつ)
- ⑥お見舞いボランティア
- ⑦冥途のみやげプロジェクト・相互にリクエストを叶えるプロジェクト



26 101

抱樸居住支援事業—見守り支援付住宅

※単身生活可能だが日常的な見守り及び時として生活支援が必要

① 地域が抱える課題マッチングによる新しい価値(ビジネス)創造

⇒不動産…学生向けマンションの空き家化問題解決

⇒家賃債務保証会社…家賃滞納事故問題解決

⇒生活支援NPO…生活支援費用の負担問題解決



②住宅確保

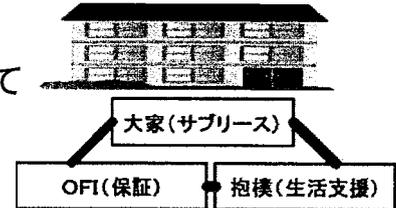
不動産「田園興産」(オーナー)からNPO抱樸が借上げ(サブリース)

⇒鉄筋コンクリート12階建 耐震、耐火構造

⇒60室借り上げ、うち46室を見守り支援付き住居として

⇒管理人常駐体制 ⇒24時間相談受付(NPO)

⇒保証人OFIとの連携…家賃見守、オートコール



③ 保証人確保 OFIとNPO抱樸による生活支援付保証人事業

※NPOが実施する生活支援費の確保のしくみ

サブリース差益⇒9000円(月額)生活支援費(平均3万円の物件を2万円で借上)

生活支援付保証⇒2000円(月額)生活支援費

■合計 一部屋に付11,000円(月額)の生活支援費を確保

※46室のサブリースで年間約607万円のサポート経費を確保

27

見守り支援付き住宅 「プラザ抱樸」

単身生活可能だが、日常的な見守り、及び時として生活支援が必要な方を想定

月額費用

家賃:29,000円

公益費:6,050円(水道料・給湯料・町費)

生活支援費:2,200円

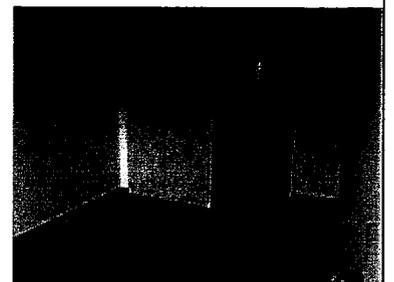
OFI賃貸保証料(継続):350円(初回の1%)

その他初期費用

敷金:58,000円(家賃2か月分)

OFI賃貸保証料(初回):35,050円(家賃+公益費)

102



28